

平成28年 2 月宮崎県定例県議会
環境農林水産常任委員会会議録
平成28年 3 月 3 日～ 4 日

場 所 第 4 委員会室

平成28年 3 月 3 日 (木曜日)

出席委員 (8 人)

午前 9 時59分開会

会議に付託された議案等

○議案第46号 平成27年度宮崎県一般会計補正
予算 (第 4 号)

○議案第49号 平成27年度宮崎県山林基本財産
特別会計補正予算 (第 1 号)

○議案第50号 平成27年度宮崎県拡大造林事業
特別会計補正予算 (第 1 号)

○議案第54号 平成27年度宮崎県就農支援資金
特別会計補正予算 (第 1 号)

○議案第55号 平成27年度宮崎県沿岸漁業改善
資金特別会計補正予算 (第 2 号)

○議案第64号 国営大淀川左岸土地改良事業負
担金徴収条例等を廃止する条例

○議案第76号 みやざき県民の住みよい環境の
保全等に関する条例の一部を改
正する条例

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて (別紙 1)

○環境対策及び農林水産業振興対策に関する調
査

○その他報告事項

- ・一般社団法人宮崎県林業公社の経営状況につ
いて
- ・環境影響評価 (環境アセスメント) の条例対
象事業の見直しについて
- ・えびの高原 (硫黄山) 周辺登山道の立入規制
の状況について
- ・平成27年産米の食味ランキングについて
- ・改正品確法に基づく運用指針への取組につい
て

委 員 長	渡 辺 創
副 委 員 長	日 高 陽 一
委 員	押 川 修一郎
委 員	黒 木 正 一
委 員	右 松 隆 央
委 員	太 田 清 海
委 員	有 岡 浩 一
委 員	徳 重 忠 夫

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
環 境 森 林 部 次 長 (総 括)	甲 斐 正 文
環 境 森 林 部 次 長 (技 術 担 当)	佐 藤 浩 一
部 参 事 兼 環 境 森 林 課 長	川 添 哲 郎
みやざきの森林 づくり推進室長	廣 津 和 夫
環 境 管 理 課 長	黒 木 裕 一
循 環 社 会 推 進 課 長	温 水 豊 生
自 然 環 境 課 長	下 沖 誠
森 林 経 営 課 長	西 山 悟
山 村 ・ 木 材 振 興 課 長	石 田 良 行
みやざきスギ 活用推進室長	長 友 善 和
林業技術センター所長	那 須 幸 義
木 材 利 用 技 術 セ ン タ ー 所 長	小 田 久 人
工 事 検 査 監	山 本 知 治

農政水産部

農政水産部長	郡 司 行 敏
農政水産部次長 (総 括)	中 田 哲 朗
農政水産部次長 (農 政 担 当)	三 好 亨 二
農政水産部次長 (水 産 担 当)	山 田 卓 郎
畜産新生推進局長	福 嶋 幸 徳
農政企画課長	戎 井 靖 貴
ブランド・ 流通対策室長	原 拓 実
地域農業推進課長	大久津 浩
連携推進室長	山 本 泰 嗣
営農支援課長	日 高 正 裕
農業改良対策監	児 玉 良 一
食の消費・ 安全推進室長	河 野 和 正
農産園芸課長	甲 斐 典 男
農村計画課長	河 野 善 充
畑かん営農推進室長	竹 下 裕 一 郎
農村整備課長	甲 斐 康 真
水産政策課長	成 原 淳 一
漁業・資源管理室長	兼 田 正 之
漁村振興課長	田 原 健
漁港整備対策監	川 越 克 彦
畜産振興課長	坊 藪 正 恒
家畜防疫対策課長	久保田 和 弘
工事検査監	吉 田 勝 己
総合農業試験副場長	鎌 田 紀 美 朗
県立農業大学校長	後 藤 俊 一
水産試験場長	神 田 美 喜 夫
畜産試験場長	西 元 俊 文

事務局職員出席者

議事課主査	長 谷 恵 美 子
議事課主任主事	森 本 征 明

○渡辺委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会日程についてであります。日程につきましては、お手元に配付いたしております日程案のとおり行うことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時1分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

ここで、委員会の傍聴につきましてお諮りをいたします。

宮崎市の矢幡智美さんほか1名から執行部に対する質疑を傍聴したい旨の申し出がありました。

議会運営委員会の確認決定事項に基づき、許可することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、傍聴人の入室を許可することといたします。

暫時休憩します。

午前10時2分休憩

午前10時2分再開

○渡辺委員長 委員会を再開します。

傍聴される皆様をお願いいたします。

傍聴人は受付の際にお渡しした傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり、拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑にするため、静かに傍聴してください。

い。

また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○大坪環境森林部長 おはようございます。本日はどうぞよろしくようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております委員会資料の表紙をごらんください。

本日の説明事項は、提出議案が4件、その他報告事項が4件でございます。

まず、Ⅰの予算議案としまして、議案第46号「平成27年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」など3件ですが、これにつきましては、後ほど御説明をいたします。

それから、次に、Ⅱの特別議案としまして、議案第76号「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例」の1件でございます。

次に、Ⅲのその他報告事項につきまして、1の一般社団法人宮崎県林業公社の経営状況についてなど4項目につきまして御報告いたします。

それでは、資料の1ページをごらんください。

まず、1番目、平成27年度歳出予算課別集計表でございます。

この表は、議案第46号を初めとする3つの予算議案に関する歳出予算を課別に集計したものでございます。

このうち、議案第46号に関する一般会計の補正につきましては、事業費の確定や、国の補正予算に伴う増額など必要な措置をするものでございまして、表の中ほどの2月補正額の計、これはBの列になりますが、一般会計の合計欄に網かけをしておりますとおり、30億7,822万円の減額をお願いしております。

この結果、補正後の一般会計予算額は、その右側の補正後の額、Cの列に書いておりますとおり、197億5,185万9,000円となります。

また、議案第49号及び議案第50号に関する特別会計の補正につきましては、一般会計への繰り出しに伴うものでありまして、下から2段目になりますが、特別会計に係る2月補正額の計、Bの列の合計欄に網かけしておりますとおり、9,615万2,000円の増額をお願いしております。

この結果、環境森林部の一般会計と特別会計を合わせました補正後の予算額は、表の一番下、補正後の額Cの列の環境森林部計の欄に網かけしておりますとおり、204億5,530万2,000円となります。

次に、2ページをごらんください。

2番目の平成27年度繰越明許費補正(追加)についてであります。

これは、関係機関との調整等に日時を要したもののや、工法の検討に日時を要したものの、あるいは国の補正予算の関係により工期が不足することなどの理由によりまして、翌年度への繰り越しをお願いするものであります。

議案第46号関係が、自然環境課、森林経営課、山村・木材振興課の所管事業ですが、表の合計欄に網かけしておりますとおり、103カ所、14億9,698万6,000円の繰越明許費の追加をお願いするものであります。

次に、3番目の平成27年度繰越明許費補正(変更)についてであります。

議案第46号関係が、自然環境課、森林経営課の所管事業合わせまして、表の合計欄に網かけしておりますとおり、68カ所、31億2,746万9,000円への増額をお願いするものであります。

次に、4番目の平成27年度債務負担行為補正

(追加) についてであります。

これは、自然環境課が所管しております山地治山事業につきまして、平成28年度までの期間で、限度額 1 億9,500万円の債務負担行為の設定をお願いするものであります。

私からの説明は以上であります。

それぞれの説明事項、詳細につきましては、担当課長等が御説明しますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。

次に、議案についての説明を求めます。

○川添環境森林課長 環境森林課の補正予算について御説明いたします。

お手元の平成27年度 2月補正歳出予算説明資料の177ページになります。

環境森林課の補正額でございますが、一番上の行、左から 2 列目の補正額の欄にありますとおり、3,566万6,000円の増額補正をお願いしております。

その内訳は、その下にありますように、一般会計が6,048万6,000円の減額、特別会計が9,615万2,000円の増額となっております。

この結果、補正後の予算額につきましては、一番上の行、右から 3 列目にありますように、一般会計、特別会計合わせまして40億2,720万6,000円となります。

それでは、以下、主な内容について御説明いたします。

まず、一般会計についてでございますが、180ページをお開きください。

上から 2 段目の(事項)地球温暖化防止対策費1,033万7,000円の減額でございます。

主なものとしましては、説明欄の 2 の再生可能エネルギー等導入推進基金事業975万8,000円の減額でございますが、この事業は市町村の防

災拠点となります公共施設への再生エネルギー設備導入への補助でございますが、本年度の事業主体でございます日向市と串間市による事業の入札残などによるものでございます。

次に、181ページをごらんください。

下から 3 段目にあります(事項)森林づくり応援団活動推進事業595万1,000円の減額でございます。

主なものとしましては、説明欄 2 の森林づくり活動支援事業498万6,000円の減額でございますが、これは、森林ボランティア団体が行います公募型の森林づくり活動の補助金の執行残によるものでございます。

182ページをお開きください。

一番下にあります(事項)林業公社費5,032万8,000円の減額でございます。

主なものとしましては、説明欄 1 の貸付金5,000万円の減額でございますが、これは、立木の売り払い収入等が計画を上回る見込みとなったことから、県の貸付金を減額するものでございます。

183ページをごらんください。

ここから特別会計になりますが、特別会計の山林基本財産特別会計についてでございます。

この会計は、県有林の造成管理に関する会計でございますが、上から 5 段目の(事項)県有林造成事業費1,445万7,000円の増額でございます。

主なものとしましては、説明欄の 5 の繰出金2,500万円の増額でございますが、これは、県有林の売り払い収入等の一部を一般会計に繰り出すものでございます。

185ページをお開きください。

同じく特別会計の拡大造林事業特別会計についてでございます。この会計は、県行分収造林

の造成管理に関する会計でございます。

主なものは、上から5段目の(事項) 県行造林造成事業費8,586万3,000円の増額でございます。

主な説明としましては、説明欄2の補助費等2,934万4,000円と説明欄4の繰出金7,300万円の増額でございます。

これは、立木の売り払い収入の増によりまして、土地所有者に支払う分収交付金等がふえたことと、売り払い収入等の一部を一般会計に繰り出すことによるものでございます。

環境森林課の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○黒木環境管理課長 続きまして、環境管理課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の187ページをごらんください。

環境管理課の補正額は、一般会計で7,764万6,000円の減額でお願いしております。その結果、右から3列目にありますように、補正後の額は2億8,280万1,000円となります。

それでは、主なものについて御説明いたします。189ページをごらんください。

まず、中ほどの(事項) 大気保全費で2,262万1,000円の減額であります。

主なものにつきましては、大気汚染常時監視事業の1,556万1,000円の減額でございますが、これはPM2.5等の大気汚染物質の監視に伴う測定機器購入の入札残でございます。

次に、その下の(事項) 水質保全費で539万8,000円の減額であります。

主なものにつきましては、水質環境基準等監視事業の460万3,000円の減額であります。これは、河川等の公共用水域の監視に伴う水質測定の委託料の入札残でございます。

190ページをごらんください。

2番目の(事項) 放射能測定調査費で529万7,000円の減額であります。

主なものとしましては、空気中の放射線量を測定するモニタリングポストの点検に係る委託料等の執行残でございます。

次に、一番下の(事項) 公害保健対策費で2,540万4,000円の減額であります。

主なものとしましては、次の191ページの上ですけれども、公害健康被害補償対策費1,821万4,000円の減額であります。これは、旧土呂久鉦山に係る認定患者の方々への医療費や障害補償費等の給付額が、当初の見込み額を下回ったものによるものでございます。

次に、2、健康観察検診費は567万3,000円の減額であります。これは、毎年行っております認定患者を含む土呂久地区住民の方々等を対象とした健康観察検診に使用する心電計等の検診機器の購入の入札残でございます。

最後に、下の段の(事項) 合併処理浄化槽等普及促進費で1,637万8,000円の減額であります。

主なものとしては、3番の浄化槽整備事業で1,598万6,000円の減額であります。これは、市町村に対する合併処理浄化槽の設置に係る補助において、市町村の要望基数が当初見込んでおりました約1,280基を270基程度下回ったことによる執行残でございます。

環境管理課の説明は以上であります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○温水循環社会推進課長 続きまして、循環社会推進課の補正予算について御説明をさせていただきます。

歳出予算説明資料の193ページをお開きください。

当課の補正額は、一般会計で770万3,000円の

減額をお願いいたしております。その結果、右から3列目にありますように、補正後の額は18億4,191万7,000円となります。

それでは、主なものについて御説明をいたします。195ページをお開きください。

まず、中ほどにあります(事項)産業廃棄物処理対策推進費で896万1,000円の増額であります。内訳につきましては、その下の説明の欄をごらんください。

2の産業廃棄物処理監視指導事業1,264万9,000円の減額につきましては、不法投棄等に係る分析を行います水質検査機器の更新の入札残や、廃棄物処理施設から排出されますダイオキシン類等の検査委託の入札残等によるものであります。

次に、5つ下の7、産業廃棄物税基金積立金の2,802万8,000円の増額につきましては、産業廃棄物税の税込見込みの増等によりまして、基金への積立金を増額するものであります。

同じくページの下の方にあります(事項)廃棄物減量化・リサイクル推進費で1,647万4,000円の減額であります。その主なものとしたしましては、196ページをお開きください。

説明欄の1、循環型社会推進総合対策事業の1,583万5,000円の減額であります。これは、産業廃棄物のリサイクル施設の整備を行います事業者に対して補助金を交付する産業廃棄物リサイクル施設整備補助金の執行残等であります。

循環型社会推進課の説明は以上であります。

○下沖自然環境課長 それでは、自然環境課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の自然環境課のところ、197ページをお開きください。

自然環境課の補正額は、一般会計で1億2,655万7,000円の減額であります。この結果、補正後

の額は、右から3列目にありますように35億6,601万7,000円となります。

それでは、以下、主なものについて御説明いたします。200ページをお開きください。

初めに、中段の(事項)森林病虫害等防除事業費の説明欄の1の松くい虫伐倒駆除事業で8,289万7,000円の増額であります。この事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、その下の(事項)山地治山事業費で3,809万3,000円の減額であります。国庫補助決定に伴う補正であります。

説明欄1の復旧治山事業は1億2,850万円の増額であります。国の補正予算分として2億5,800万円を含んでおりまして、椎葉村野地区など5地区で荒廃山地の復旧整備などを行うこととしております。

次に、下のページの(事項)緊急治山事業費及び、その下の(事項)林地崩壊防止事業費につきましては、どちらも災害関連の事業であります。本年度は災害が少なかったことから減額をするものであります。

次に、その下の(事項)保安林整備事業費で9,194万6,000円の減額であります。国庫補助決定に伴う補正であります。

次に、その下の(事項)保安林管理事業費で140万7,000円の減額であります。一部国庫補助決定に伴うものもありますが、保安林の指定解除等に係る事業費や賃金などの事務費の執行残であります。

1枚めくっていただきまして、202ページをごらんください。

1行目の(事項)鳥獣保護費で117万1,000円の減額であります。鳥獣保護行政に係る旅費や需用費などの事務費等の執行残であります。

1つ飛びまして、中段の(事項)狩猟費で212万4,000円の減額であります。狩猟免許試験や登録に係る旅費や需用費などの事務費等の執行残であります。

次に、一番下の(事項)自然公園事業費で743万3,000円の減額であります。下のページの説明欄の3、自然公園等利用施設整備事業は、国定公園等において、県と市町村が実施する自然公園施設の整備に対する国の交付金事業であります。国の交付決定に伴い減額するものであります。

次に、その下の(事項)治山施設災害復旧費で1億1,216万9,000円の増額であります。事業の内容につきましては、委員会資料のほうで御説明いたします。

続きまして、先ほど説明を後回しにしておりました事業を説明させていただきます。恐れ入りますが、お手元の常任委員会資料の3ページをお開きください。

松くい虫伐倒駆除事業についてであります。

本年度の松くい虫被害は、宮崎市の海岸林を中心に拡大しております。本年度末時点で、対前年度比で、県全体で約1.5倍、宮崎市では約3倍に増加すると見込まれますことから、昨年の11月に庁内にプロジェクトチームを設置しますとともに、関係者が一体となって被害対策に緊急に取り組むこととしたところであります。

2の事業の概要であります。8,289万7,000円の増額補正をお願いしております。事業内容につきましては、右の4ページの1、事業対象の写真にありますように、枯れた松の伐倒駆除を実施した後も、再び松が枯れているという状況が出現するために、現在も引き続き伐倒駆除を実施しているところでございます。

2の年間の時期別にみた松枯れ対策の図をご

らんください。松枯れの仕組みをあらわしておりますが、赤い矢印が終わる5月末、3の左側の下の写真にお示ししておりますが、マツノマダラカミキリの幼虫が成虫となって飛び出す時期に当たりますが、この時期までに被害木の伐倒駆除を完了させておく必要があります。

事業の実施に当たりましては、可能な限り国庫補助事業の活用等により対処することとしておりますが、それにより難い箇所は伐倒駆除について、本事業により対処しまして、本県の重要な松林を保全してまいりたいと考えております。

松くい虫関係は以上でございます。

続きまして、委員会資料の5ページをお開きください。

治山施設災害復旧事業であります。

主な復旧箇所は宮崎市浜山地区の防潮護岸であります。この事業は、11月の議会の補正予算におきまして事業費をお願いしておりましたが、委員の皆様からもさまざまな御意見をいただいたところでございます。さらに、入念に工法の検討を行いました結果、追加工事が必要となりましたので1億1,216万9,000円の増額補正をお願いするものであります。

右側のページをごらんください。

防潮護岸の標準断面図をお示ししております。黒色の部分が復旧前の護岸であります。被災原因は、護岸前面の砂浜が浸食されまして、その結果、背面の土砂が吸い出され、護岸本体が沈下や破損をしたものであります。このため、その対策としまして、断面図の灰色の部分の工事を追加することといたしました。

1点目は、施設背面の砂の流出を防止するため、薬液を注入しまして地盤を強固に改良することといたしました。

2点目は、海側にアスファルト製の洗掘防止マットを敷設しまして、さらに3点目としまして、既設護岸を補強するために、コンクリートで増厚することとしました。以上のような工事を追加することによりまして、より強固な構造としたところであります。

護岸の背面にある松林を保全し、地域の方々の生活を守るために、工事につきましては可能な限り早期に完了したいと考えております。

説明は以上であります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○西山森林経営課長 森林経営課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の205ページをお開きください。

森林経営課の補正額は18億5,443万1,000円の減額であります。この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように66億3,745万円となります。

以下、主なものについて説明いたします。1枚めくって、207ページをごらんください。

上から5段目の(事項)森林計画樹立費で1,021万7,000円の減額であります。これは、地域森林計画の樹立のための空中写真撮影委託費の入札残などによるものであります。

次に、下から2つ目の(事項)森林整備地域活動支援交付金事業費で1億3,278万5,000円の減額であります。これは、市町村からの申請に基づく事業費の確定等によるものであります。

208ページをお開きください。

中ほどの(事項)森林整備事業費で6億9,946万9,000円の増額であります。

これは、国の経済対策の補正予算と今年度分の国からの追加配分に伴う補正でありまして、説明欄の2の森林環境保全直接支援事業や3の

環境林整備事業によりまして、植栽や下刈りなどの森林整備を行う実施主体に対して助成することにしております。

下の209ページをごらんください。

一番上の(事項)森林機能保全対策総合整備事業費で8,278万円の減額であります。これは、実施主体からの申請に基づく事業費の確定によるものであります。

次に、この下の(事項)道整備交付金事業費で4,044万2,000円の減額から、この下の(事項)林業専用道整備事業費で3,767万円の減額、この下の(事項)森林環境保全林道整備事業費で570万2,000円の減額、一番下の(事項)山のみち地域づくり交付金事業費で1億5,348万円の減額までは、いずれも国庫補助決定に伴うものであります。

210ページをお開きください。

一番下の(事項)林道災害復旧費で20億8,035万3,000円の減額であります。これは、幸い台風等による林道災害が少なかったことによるものです。

森林経営課からは以上であります。よろしくお願いいたします。

○石田山村・木材振興課長 山村・木材振興課の補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出予算説明資料の211ページをお開きください。

当課の補正額は、左から2列目の補正欄にございますとおり、一般会計で9億5,139万7,000円の減額でございます。この結果、補正後の額は、右から3列目にありますとおり、一般会計、特別会計合わせまして40億9,991万1,000円となります。

それでは、主な事項について御説明申し上げます。1枚めくっていただきまして、213ページ

をお開きください。

ページの最初の(事項)林業・木材産業構造改革事業費6億7,054万8,000円の減額でございます。

こちらにつきましては、説明欄の3、木材産業構造改革事業費補助金におきまして、木材加工施設整備などのため、国に当初予算といたしまして8億円余を要求してございましたが、国の補正予算で加速化事業、交付金事業が措置されまして、こちらに全て振りかえたことに伴いまして、当初予算がゼロということで国庫補助額が決定しましたものですから、その全額を減額するものでございます。

説明欄5の森林整備加速化・林業再生事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明させていただきます。

次の(事項)木材産業振興対策費2億912万1,000円の減額でございます。

こちらでございますが、説明欄の1の木材産業振興対策資金でございます。これは、3年前、木材価格が市場最低価格まで暴落した際、市場に供給される丸太の量を調整するため、伐採を控えていただく間の、当面の運転資金を貸し付けるものといたしまして措置いただいたものでございます。

本年度も木材価格が下落した場合に備えまして、金融機関に預託するための予算を確保してございましたが、木材価格の大きな下落がなかったことから減額とさせていただくものでございます。

また、4の木質バイオマス地域再生事業におきましては、中間土場の整備につきまして、地元の調整がつかなかったことから、その分につきまして減額とさせていただくものでございます。

次に、214ページをお開きください。

一番上の(事項)木製材品普及促進費1,003万1,000円の減額でございます。

これは、説明欄の3の「みやぎ大径材の家支援事業」におきまして、本事業に取り組む予定としていました複数の産直住宅グループ等が、施主の都合と建築住宅に要する時間などをあわせ考慮した結果、補助決定を待ち切れずに、みずから大径材活用の住宅の建設ですとかPRに取り組むこととしたために、補助の対象とできず、減額となるものでございます。

次に、その下の(事項)木材需要拡大推進事業費4,064万5,000円の増額でございます。

説明欄5の新規事業「都市との連携による内装・家具木質化サプライチェーン構築事業」につきましては、後ほど委員会資料で御説明させていただきます。

次に、その下の(事項)木材利用技術センター運営事業費でございます。2,522万4,000円の減額でございます。

こちらにつきましては、説明欄の1の維持管理費及び2の試験研究費におきまして、人件費及び光熱水費等の縮減に努めた結果、また、試験研究用機器整備費の入札の執行残により減額となるものでございます。

次に、下の215ページをごらんください。

一番上の(事項)林業担い手総合対策基金事業費6,476万4,000円の減額でございます。

毎年就業者数などが増減しますことから、基金事業の性格を活用いたしまして、どのような要望が出ても対応できるように、十分に大きな枠を設定いたしまして、その中で運用しているものでございます。

説明欄の4のウェルカム林業!担い手確保対策事業につきましても、非常に高い目標といた

しまして、平成20年度以降で最大の林業就業者数を補助対象者数として計画してございましたが、実際の就業者数が減ったことによりまして、減額とさせていただくものでございます。

前後いたしました、説明欄の3の森林境界明確化推進事業におきましては、より有利な国の補助事業、この事業でございますと、ヘクタール当たり2万4,000円でございますけれども、国の補助事業でヘクタール4万5,000円という、より有利な事業がございましたので、こちらに優先的に取り組んだ結果、減額とさせていただくものでございます。

次の(事項)しいたけ等特用林産振興対策事業費1,224万5,000円の減額でございます。

説明欄1の、しいたけ等特用林産物生産体制強化事業におきまして、生産経営の安定を図るためのシイタケの乾燥機ですとか運搬車、散水施設等の整備への支援を計画してございましたが、干しシイタケの生産量が想定よりも大きく減少したことなどによりまして、減額させていただくものでございます。

歳出予算説明資料の説明につきましては以上でございます。

引き続き、先ほど説明を割愛いたしました事業につきまして、常任委員会資料にて御説明申し上げます。恐縮ですが、委員会資料の7ページをお開きください。

森林整備加速化・林業再生事業について御説明申し上げます。

1の事業の目的・背景でございますが、こちらにつきましては、従前同様、戦後造林いたしました豊富な人工林資源を循環利用し、林業の成長産業化を実現するためということで、総合的な支援を行っているものでございます。

2の(1)にございますとおり、補正額は1

億5,145万8,000円をお願いしてございます。

(5)の事業内容でございますが、木材需要の拡大を図るため、木造公共施設の整備に対する支援を行うものでございまして、3の施設の概要にありますとおり、社会医療法人同心会——古賀総合病院さんでございます——の看護専門学校建設が宮崎駅の東口に予定されておりまして、当県ではまだ少ない耐火木造の3階建てとなります。こちらの設計が整いつつありますことから、当該施設整備に対する支援を予定しているところでございます。

このような取り組みを通じまして、4の事業効果にございますとおり、アピール性の高い公共木造施設等への県産材利用拡大を推進することにより、県民の県産材利用活用に対する理解が進み、さらなる需要拡大に林業・木材産業の成長産業化の実現を図っていくこととしているところでございます。

次に、9ページをお開きください。

新規事業の「都市との連携による内装・家具木質化サプライチェーン構築事業」について御説明申し上げます。

この事業につきましては、川崎市との連携協定に基づく取り組みの中で、新たに内装・家具分野での可能性を検証するものでございます。

1の事業の目的・背景でございますが、設計・施工・材料に係る企業による検討部会を設置いたしまして、材料の特性と課題についての調査検討、ターゲット分野の設定と当該分野のマーケット調査、県産スギ材の特徴を生かした商品の企画や設計の検討等を進めまして、内装・家具木質化分野での可能性を検証するものでございます。

2の(1)にございますとおり、予算額につきましては4,700万円をお願いしてございます。

財源につきましては、地方創生加速化交付金と
なっているところでございます。

(5)の事業内容でございますが、現在、大
都市で活発に行われておりますリノベーション
などで積極的に木材を使っていただくため、材
料供給企業、加工・製造企業、流通・販売企業
による内装家具検討部会を設置いたしまして、
検討を進めることとしてございます。

並行いたしまして、各班の課題を整理いたし
ますために、参加する企業を中心に、材料の特
性と課題につきましての調査検討を進めまして、
市場として想定してございますオフィスや学校、
図書館や店舗などのマーケット調査を行いまし
て、それらを踏まえたスギの特性を生かした商
品の企画・設計等を行いまして、この分野での
スギ利活用の可能性を検証することとしてござ
います。

なお、川崎市におきましても、この取組み
を活用いたしまして、既存建物のリノベーショ
ンプランの検討ですとか展開を別途図る予定に
してございまして、こういった川崎市との連携
を図って進めてまいるということにしているこ
ろでございます。

このような取組みを通じまして、3の事業
効果にございますとおり、新たな分野でのサブ
ライチェーンの構築が進められるとともに、大
都市のニーズに対応した商品の企画設計を進め、
また新たな木材需要の創出を図っていくことと
してございます。

山村・木材振興課からの説明は以上でござ
います。御審議のほど、よろしくお願い申し上
げます。

○黒木環境管理課長 続きまして、特別議案に
ついて御説明いたします。

常任委員会資料の11ページをお開きください。

議案第76号「みやぎ県民の住みよい環境の
保全等に関する条例の一部を改正する条例」に
ついて御説明いたします。

今回の改正は、1の改正理由にありますとお
り、水質汚濁防止法の一部改正に伴う関係条例
における引用条項の改正を行うものでございま
す。

なお、施行期日は公布の日を予定しておりま
す。よろしくお願いいたします。

○渡辺委員長 執行部の説明が終了しました。

議案についての質疑はございませんでしょう
か。

○右松委員 委員会資料5ページの塩路の浜山
地区の防潮護岸工事の件であります。

私の手元の資料が違ってたら、また訂正して
いただきたいんですけども、平成17年に施工
した傾斜護岸の部分のうち280メートルが被災
ということでもありますけれども、これをちょっと
説明してもらってよろしいでしょうか。

○下沖自然環境課長 平成27年の8月25日に発
生しました台風15号に伴う暴風及び波浪により
まして、宮崎市の大字塩路字浜山地区の傾斜護
岸が285メートルにわたり被災しております。

被災した施設は、平成17年度の林地荒廃防止
施設災害復旧事業と、海岸防災林造成事業で施
工した箇所でございます。

○右松委員 これは平成17年に施工したところ
で、全長でどれぐらいの工事があって、そして、
平成27年8月24日から25日の台風15号で、今285
メートルと御説明がありましたけれども、被災
があったのはその一部でしょうか。

○下沖自然環境課長 平成17年度の施工延長は、
2つ合わせまして約500メートル弱の延長でござ
います。そのうちの285メートル、防潮護岸につ
きましては210メートルの復旧を今回行うもので

ございます。

○右松委員 なぜ質問したかという、500メートル施工して、恐らく同じ工法だと思うんです。今回285メートルが被災しているということで、台風の影響であるのはわかるんですけども、それ以外の区間の予防とか、実情、状況がどうなのか、そこを教えてください。

○下沖自然環境課長 被災を受けました部分以外の箇所につきましては、防潮護岸港の天端ついでいますか、高さが下がったりとか、そういったことの現象は見られておりませんで、今回、国のほうに災害復旧申請しましたのは280メートル部分でございましたけれども、査定で認めていただいたのが210メートルの部分でございます。

前面に消波ブロック等設置しておるんですけども、消波ブロックについては、一番被災を受けたところについてはきちんとしてありまして、被災を受けてない部分につきましては、そのままの状況で残っているという状況でございます。

○右松委員 国で認められた部分ということで、今後、やはり台風災害は当然起こり得ることでありますので、仮に、被害が起こりそうな箇所等あれば、ある程度事前に対策を進めていくことも、少しは念頭に入れておいてもらおうといいのかなと思っています。

それから、17年度に施工ということで約10年ということでもありますけれども、10年もったと考えればいいのか、その辺の、今回強化される工法でありますけれども、今後の見通しとして、しっかりと対策として、万全な対策でいけるのか、そのあたりを教えてください。

○下沖自然環境課長 今回、災害復旧事業を申請したところでございますけれども、一番の被

災の原因は、海側の砂浜が流出しまして、背面の土砂が流れ出したことで、それを防止するための一番の対策としましては、洗掘防止のマット——これはアスファルトマットでございますけれども、アスファルト製のマットで、厚さが大体10センチ弱のものを前面に敷きまして——専用の型枠にアスファルトの混合物を流し込みましてマット状に固めたものでございます。

これは浸食等の地形変化に対応して、自重とたわみ性によって洗掘を防止するものでございまして、20年ほどの実績がございます。

今まで効果というのは明確ではなかった部分もありますけれども、前回の東日本大震災でアスファルトマットを施工した箇所の被災が軽微だったということもありまして、この効果ははっきりとあらわれたということで、専用のマットを施工することによりまして、暴風や波浪による砂浜の浸食に耐え得る構造としたというところでございます。

○右松委員 最後にですけれども、工事期間といたしますか、予定としてはどういうスケジュールであるのか教えてください。

○下沖自然環境課長 この補正予算を認めていただき次第、審査会それから発注とかけまして、3月いっぱいまでには契約にこぎつけたいと考えているところでございます。

それから、工事の完了でございますけれども、大体工期としましては300日程度を予定しておりますので、1年近く工事がかかるんですけども、なるべく早期に完成するように努めてまいりたいと考えております。

○太田委員 県土整備部の関係があるかもしれませんが、宮崎のことはそんなに気にしなかったんですが、延岡の例で言うと、延岡の新港に落ち込んだ砂は、基本的に長浜に戻した

ら養浜が被害も受けなくなってきつつあるという評価を一応しておるわけですが。この海岸の砂の流出というのは、例えばマリーナとか、宮崎港に落ち込んでいる砂とかは戻すということにしているんですか。

○**下沖自然環境課長** 国土交通省が、この被災を受けた前後には、サンドバック工法といたしまして、砂浜の海面より、ちょっと防潮護岸より低い4メートルぐらいの高さのところに砂を袋に詰めまして、それを積み重ねる工法ということで――養浜とのセットで、国土交通省によって、マリーナとかそういったところに堆積した砂を運んで行って養浜するということをしていて、海岸を保全するという工法をとっていると認識しております。

○**太田委員** わかりました。今の説明でいうと、マリーナあたりにたまった砂は、基本的には戻しておるといっていいですね。もう外に売り飛ばしておるとかということじゃないんですね。これは担当が違うかもしれませんが。

○**下沖自然環境課長** 基本的には、全てその海岸部分の砂については養浜に回していることを聞いております。

○**渡辺委員長** 関連でいかがでしょうか。ないようでしたら、どうぞ、ほかに。

○**黒木委員** ページでいきまして、182ページの林業公社の貸付金が5,000万ですね、これ減資、マイナスと言って、県有林が2,500万の繰出金の増、それから県行造林の繰出金が7,300万の増加ということで、これは立木の売り払い代金が多かったという説明でありましたけれども、経過と比べて、平均単価がどれくらいよかったのか、お伺いします。

○**廣津みやざきの森林づくり推進室長** 公社、県行造林、売り払いが順調であったわけですが

れども、その単価については、公社については、経過としましては、平成21年、価格が一番安かったときですけれども、そのときの2,020円をもとにしておりまして、実績では山元立木価格3,600円ぐらいで売れております。県行造林についても、山元立木価格で3,300円ぐらいで売れたということで、見込みより収益がふえたということでございます。

○**黒木委員** ということは、市場価格とすればどれぐらいの単価に。

○**廣津みやざきの森林づくり推進室長** 立った状態でそういう値段ということで、それを切って、運び出して、市場に持って行って売ることになります。その費用が7,000円とか、皆伐であれば、いいところであれば5,000円とかいう費用がかかるとお思いますので、市場価格として、今1万円ぐらいという状況でございます。

○**黒木委員** バイオマス関係の関係者が来て、想定といたしますか、森林組合関係としたら高い値段で買っているということで、そういうのがつり上げているのではないかなというような気がするんですけれども。これは、結果的に、一山入札みたいにして、結局、これが何立米あるから幾らと想定したわけでしょうけれども。そういうので、市場価格はA材は余り上がってないですね、結局、C材が需要ができたので上がったと見るべきなのではないでしょうか。

○**廣津みやざきの森林づくり推進室長** やはり、今まで使われていなかった部分に値段がついているということで、その部分が下支えになって、全体的な価格が好調になってるということではないかと思っております。

○**黒木委員** それから、バイオマス発電所がある近くの海岸部のほうが、今、皆伐が進んでいるなという気がするんですけれども、林業公社、

それから県有林、県行造林の再造林率はどのような状況なんですか。

○**廣津みやざきの森林づくり推進室長** まず、県行造林ですが、ことし調査しまして、再造林が57%程度、林業公社につきましては、大体50%程度が再造林されている状況になっております。

○**黒木委員** これはもう、裸山が地主に渡るといいますよね。だから、再造林の意欲を示しているのが約半数と、50%ぐらいということですよ。

この前、青森県の県庁の方に話聞いたら、宮崎県が70%台ですよと言ったら、大変な驚きで、考えられないということでしたから。普通、日本でも北のほうに行くと、意欲が低いということですので、北のほうからしたら驚くべきことなのかもしれないけれども。県としては、どういう考え方といいますか、あと半分ぐらいは、もう自然に返したほうがいいのかという考えなのか、今後はどのような対応を進めていこうとしているのか、お願いします。

○**西山森林経営課長** 再造林につきましては、今、森林林業長期計画におきまして75%を目指しております。

これにつきましては、今年度、今、改定作業をしておりまして、今後は、再造林率80%を目指すということにしております。

○**黒木委員** そういう方向で、地主にも話を今後進めていくということですよ。

熊本県は宮崎県を追い越せという感じで、鹿児島県だったですか、やっぱり80%を目標とするという方針のようではあるんですけども、植栽未済地が出て、だんだんふえてきたら、やっぱりいけないかなと思うものですから。

これは個人の財産ですから、なかなか難しい

面はあると思いますけれども、できるだけ次の資源をつくるためにも努力していただきたいと思っています。

○**太田委員** 環境森林課だったと思いますが、説明の中で「りゅうぼく」の売り払い代金があったからという説明があったと思いますけれども、台風なんかで海岸沿いにいっぱいあるあの流木（りゅうぼく）なのか、ちょっとごめんなさい、もう一回説明してください。

○**廣津みやざきの森林づくり推進室長** 「りゅうぼく」と申しますが、山に立っている状態の木ということで、「立木」ということになります。

○**太田委員** 延岡では、物すごく流木の問題で、県としては、なかなか難しい問題を起こしていると思ってびっくりしました。

○**川添環境森林課長** 済みません、説明をしたのは私のほうでして、主伐という言葉を使ったり、どうやって説明したらいいかということで、課内でも議論したんですけども、立木（りゅうぼく）という言葉を使わせていただきました。申しわけございません。もっと説明をよくすればよかったと思います。

○**徳重委員** 松くい虫の駆除事業についてお尋ねします。

当初でもかなりの予算が7,787万、今回8,000万、1億5,000万という大きな金額が投下されるわけですが、とにかくこれを防がなきゃなりません。

本会議でも、質問が副委員長から出されたところではありますが、今まで、過去のこの松くい虫に対する駆除は、予防というか、過去何年かの予算的なものでも結構ですが、毎年やられておったんじゃないかなと思うんですが、どういう流れ、経緯があったものでしょうか。

○**下沖自然環境課長** 松くい虫関係の森林病害

虫防除事業というのがございます。

これが、昭和17年から松くい虫被害の駆除が始まっておりまして、実際、被害が統計で残っておりますのは、昭和14年に松くい虫の被害量が200立方メートルという被害が出ておりますけれども、それから、昭和17年の被害量が1万1,100立方メートルありまして、松くい虫被害の駆除の量というのが3,284立方というように、この時期からずっと松くい虫の防除は実施してきたということがございます。

○徳重委員 毎年どれぐらいの駆除費を使っているんでしょうか。ここ四、五年の経緯でも結構です。

○下沖自然環境課長 後ほどお答えさせていただきます。

○渡辺委員長 はい、じゃ、後ほど。

○徳重委員 松くい虫にやられたといったときには、かなりもう進行していると思わざるを得ないと思うんです。切っても切っても、次から次に枯れていくというような状況になっているんじゃないかなと思ってるんですよ。完全に防げるという方法があるのかどうか。完全というまでいかなくても、もう80%、90%防げる可能性があるものかどうか。これだけの投資をされるわけですが、いかがですか。

○下沖自然環境課長 大変申し上げにくいんですけども、完全にということは、専門家の間でも、なかなか難しいだろうというような意見でございます。枯れているものを徹底的に駆除していくという地道な活動といいますか、そういったことが必要じゃないかと考えているところでございます。

○徳重委員 九州管内でも松林はかなりあると思うんです。特に被害を受けてるというのは、全体的に見て、集中的にあるような気がしてな

らないわけです。そして、ちゃんとやってらっしゃるところは、ほとんど被害を受けてないというケースも、県内にもあるわけです。全く被害が少ない、もうないと言っていいような地域もあるわけですから。

こうして出てしまっただけからは仕方がないとしても、とにかく1日でも早く、これが終息できるような体制づくりを、プロジェクトチームまでつくってやってらっしゃるわけですから、可能性があるかと期待をしてるんです。ぜひ、この際、ここでとめてもらわなければ、自然環境という立場、観光みやざきという立場からも、これはどうしても、絶対的に阻止、これ以上広がらないようにしていただくように努力してもらわなきゃいけないと、こう思っています。

先ほど申し上げましたのは、前もって、四、五年前からずっと継続的にちゃんとしたことをしとれば、あそこまでならなかったんじゃないかということが一つと、やはりシーガイアさんの持っているらっしゃる松林が、私たちの見目では100%残ってると思ってるんです。その隣が全部やられているということになると、それなりに管理者の足らなかった分が明白になっているんじゃないかなと思ってるんですが、そこ辺は部長どうですか。

○大坪環境森林部長 今般の松くい虫被害、全体的に調査をしまして、一つ、やっぱり痛切に感じましたのは、管理者がまたがっていることです。当然民有林の中で県が持っているのもあったし、宮崎市が持っているのもあったし、ゴルフ場が持っているのもあったんです。それとか、その国有林も相当面積ございますので、どこかがほころびると、やっぱり蔓延しますので、一斉にみんなで一緒にやろうよということで、プロジェクトチームついたり、連絡会議

をつくったりしました。そこが、今回の一番のみそでございます。

ですから、関係者が一体となって、とにかく5月末までに伐採をしてしまうということ、これによって、新たな蔓延をできる限りゼロに近づけるという努力をしようよということで、一緒に始めたということでございます。

御指摘のあったフェニックスリゾートの松——私、かつて平成4年から4年間、シーガイアの担当をしました。第3セクターで県の担当だったんですが、あそこでびっくりしたのは、上空にラジコンヘリを飛ばして、そして赤外線写真を撮って、弱ってる松に一本一本薬剤を注入するんです。そうやって膨大な経費と膨大な労力をかけてやってらっしゃいました。それは、当時の佐藤棟良社長の物すごいリーダーシップのもとで、そういう松管理をされて、あんな立派な松が現在に至っているということでございます。そこまでの労力、お金をかければ、それはできないことはないかもしれませんが、残念ながらそのほかの広大な面積について、そこまでというのはなかなか難しゅうございます。

ただ、先ほど申しましたように、みんなで連携をしてほころびが出ないような防除対策を進めてまいりたいと考えているところであります。

○徳重委員 部長のおっしゃったとおりだろうなと想定しているところでございますが、本当に、今そういう体制ができたということ、大変評価したいものだと思っています。ぜひ、ひとつこの機会に、もうこれ以上拡大しないように、最大限の努力をしていただきたいと思います。お願いします。

○渡辺委員長 自然環境課、先ほどの分は整理がついてますでしょうか。

○下沖自然環境課長 伐倒駆除につきましては、平成24年度が1,275万4,000円、平成25年度が2,569万2,000円、平成26年度が2,296万8,000円、平成27年度が、今回補正もお願いしておりますが、9,600万5,000円。それから伐倒と加えまして空中散布と地上散布の防除を行っておりますけれども、これが大体概算ですけれども、年平均6,000万程度をかけまして空中散布、それから地上散布、伐倒駆除等を実施しているような状況でございます。

○徳重委員 今までの1,000万、2,000万という程度の話で、単独でやってらっしゃったということになるのかなと思います。民間やら一緒になってやったら、まだ徹底したものになったかなと思うわけで、今回9,600万も使っていると、こういうことを考えると、非常に無駄遣いだなという気がしてならないんですけども、やらなきゃいけないわけですから、ぜひやっていただきたいと思います。

ぜひ、今後、こういう形にならないように、最大限の努力をしていただきたいと思います。お願いします。

○有岡委員 資料4ページの図の中から質問させていただきますが、先ほど部長から、5月末までに伐倒を取り組みたいと、これを最終的にはバイオマス工場に運び込むわけですが、追跡調査として、この運び込んだものをそのまま放置してしまうと、ただ単に6月以降、ふ化して拡散することになってしまうんですね。そういった意味では、焼却を素早くやっていただくようなシステムができていますかどうか、お尋ねいたします。

○下沖自然環境課長 伐倒駆除につきましては、バイオマス工場に持っていく経費も差し引いて、命令していますので、必ず、伐倒したものに

いてはバイオマス工場に持っていかないといけないようなことになっております。それにつきましては、県の出先機関等を通じまして、現地を確認を徹底してまいりたいと考えております。

○有岡委員 その持ち込んだものを放置してしまうと、例えば川南とか、これで広がってしまうんじゃないかと。だから、持って行って焼却を優先的にやるという、その姿勢は大事だと思うんですが。

○下沖自然環境課長 おっしゃるとおりに、そのまま放置しておきますと、バイオマス工場周辺で広がってしまうということになりますので、そういったところは徹底してまいりたいと考えております。

○有岡委員 ぜひお願いしたいと思えますし、この図でいきますと、27年6月の伐倒駆除完了して、安心してみたら、5カ月後には枯れていたという。ですから、そういう意味では、5月、6月にどういう駆除ができたのか、反省点というんでしょうか、そこら辺はどういうふうに分析してらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○下沖自然環境課長 今まで、松が成長してきますと、松くい虫のマツノマダラカミキリというのは、やわらかいところが好きで、芯の頂上のほうを食べるわけですが、そういったところに薬剤がかかりづらくなってきたということで、防除の方法の検討とか、それから、今まで大型ヘリコプター等で活用してございましたけれども、小型のヘリコプターを使いまして、入念に防除、薬剤散布をしたりとか、そういったことも今後徹底してまいりたいと考えています。

○右松委員 2点だけ、伺います。

8,289万ということで、これは、あくまでも伐倒駆除にかかる金額になるのかなと思いますが、

伐倒後の造林に関して、計画的にどうなっているのか、まず1点、そこを教えてください。

○下沖自然環境課長 伐倒した後については、空地になりますので、国庫補助の保安林整備事業等を活用しまして、順次植栽等を実施していきたいと考えています。

ただし、松の抵抗性松、これの生産量が追いつかない状況でございますので、植栽本数、それから、松である必要はない箇所もございますので、そういったところには広葉樹の植栽等を行って行って、早期に緑化等を図っていききたいと考えています。

○右松委員 ぜひ、計画的に造林のほうもお願いします。

2点目ですけれども、観光景観上も大変重要な地域資源になるわけですが、予防事業として、先ほど言われた空中散布、地上散布、あるいは樹幹注入であるとか、そういった、今後、予防事業として、予算計上を来年度以降ふやされる考えでおられるのか。予防に関する予算計上のあり方をちょっと、最後伺います。

○下沖自然環境課長 先ほど言いました新たな防除方法等、今まで対象とならなかった民家の松の防除、それから駆除等についても、今後提案していきたいと考えております。

○太田委員 このマツノマダラカミキリというのは、終戦後、日本に入ってきたということで聞いてるんですが、それ以前は、こういった松くい虫のこうした被害というのは、戦前はなかったと聞いておりますが、そういうことでいいですか。

○下沖自然環境課長 マツノマダラカミキリというのは在来種でありまして、ずっと昔から日本にいたと。それから、病気を発生するのはマツノザイセンチュウというセンチュウです。セ

ンチュウが北アメリカのほうから運び込まれて、マツノマダラカミキリとペアリングといいますか、いい相手を見つけたということで、それから広まってきたということで。松の梱包材に紛れてきたマツノザイセンチュウが何らかの形でマツノマダラカミキリとくっついて、そのマツノマダラカミキリが蔓延をさせたというようなことで、戦前から被害はあったということでございます。

○太田委員 センチュウのほうは外来種なんですね、そしたら、センチュウのほうはね。

○下沖自然環境課長 センチュウは北アメリカ原産でございます。

○太田委員 ということは、日本独特な形がタグを組んで、こういう弊害が出てるということで、国際的にはそういう問題は、ほかのところで起こってないんですね。

○下沖自然環境課長 諸外国でも起こっております。

アメリカ原産のセンチュウなんですけれども、アメリカの松はセンチュウに抵抗性がありますので、そんなにその被害は発生してないというようなことですが、こういったマツノマダラカミキリによるマツノザイセンチュウ病というのは、全世界にやっぱり広がっているというようなことでございます。

○太田委員 わかりました。

○渡辺委員長 よろしいですか。なければ、ほかのテーマでも結構ですが。

○黒木委員 森林整備事業ですけれども、今回の補正の一つの狙いだと思うんですが、これは、例えば不足したものを使うとか、次年度に使いますとか、それ、どのような配分になりますか。

○西山森林経営課長 歳出予算説明資料の208ペ

ージをごらんいただきたいと思います。中ほどの(事項)森林整備事業費ということで、先ほど説明をしたところでございます。

国の補正予算によるものが、ここにはありませんけれども、4億4,000万余の補正となっております。今年度分の国から追加配分をいただいたものが2億5,000万ほどあります。

今回、この2億5,000万の分を先送りをせざるを得なかった分に回すということで考えております。そのことによりまして、今年度分の事業については、補助金がほぼ払えるということで考えております。

先ほど言いました国の経済対策の補正分については、*26年度の植栽等に回すということでございます。

○黒木委員 この件については、現場のほうからいろんな声があって、先日、ひな山祭りに行ったら、もう待ってましたとばかりに、何ヘクターかスギ植えたけれども、もう鹿ネットが張れないから、もう盆栽になるのだと、これではもうやる気が起こらんからねと。

あんたの個人の財産でしょという厳しいことも言ったんですけれども、これは国土保全上、やっぱり何らかの対応をしないと、次の世代に資源が残せないようになる気持ちがあるものですから、何とかうまくしなければいけないと思うんですけれども、今回のこの補正予算については、環境森林部としては、安堵といいますか、一応評価と考えてもいいんでしょうか。

○西山森林経営課長 まさに委員がおっしゃったとおりでありまして、年度当初から森林整備予算が足りないということできたわけですけれども、当年度分の追加もいただきましたので、先送りせずに済むということで、非常に助かつ

※次ページに訂正発言あり

ております。

これにつきましては、知事を筆頭に我々も、当然要望に行きましたけれども、議会のほうでも林活議連で林野庁のほうに要望に行っていました。国のほうも、宮崎県は県議会も森林整備、林業に対してバックアップをされてるよねということで、国としてもそういうところには予算をつけたいという言葉もいただきました。本当ありがたいと思っております。委員の皆様方には本当にお礼を言いたいと思います。

私ども、中山間地の森林整備の予算は非常に大事だと思っておりますので、今後とも、国にそういう状況を説明していきたいと思っております。

それと、委員がおっしゃいました防護柵につきましては、会計検査で指摘があってとめてたものでございまして、その分でおっしゃったように、植えたところが獣害の被害に遭うと。これはあってはならないこととございますので、今後は、植栽したところ、必要なところに防護柵もセットで施工するという事はきちっと対応してまいりたいと思っております。

○黒木委員 今、公社とか県有林、県行造林とかが動き出したという状況にあると思うんですけども、実際、山がかなり動き始めましたけれども、次の世代に、どういような森林をつくるのか、もうこれは、針葉樹一辺倒じゃなくて広葉樹とか豊かな山づくりをどうしていくのかということで、そのための再造林というのは、国土保全上、非常に大切なものと思っておりますから、これからもお互い一緒になって要望しながら、何とか次の世代に、本当にすばらしい森林を残すために、一緒に取り組んで、御努力いただきますようお願いをしたいと思います。

○西山森林経営課長 済みません、訂正をお願いします。

私、今年度の補正の分は26年度の植栽と言ったみたいですがけれども、来年度28年度の植栽に回すということでございますので、訂正させていただきます。

○押川委員 2ページの27年度繰越明許関係でありますけれども、103件の14億何がしということとありますけれども、この中のこの工法の検討に日時を要したということで、相当の件数があるんですが、もう少し詳しく。この工法の検討は、それなりにもう工事が終わってれば、早目にできると思うんですが、なぜ、ここにこういう日時を要するというようなことで繰り越しになるのか、教えてください。

○西山森林経営課長 林道について申しますと、発注した後に開設をして、のり面が崩壊をするというようなことで、地すべり性の崩壊があったこと、それから、切ってみたら非常に土質が悪くて崩れやすい、そういうことで地質調査等を実施して、施工の安全性、経済性等を考慮したのり面保護の工法を新たに検討せざるを得ないということで、不測の日数を要したということとございます。

○下沖自然環境課長 治山事業等につきましては、先ほど森林経営課長のほうも言われましたけれども、治山事業を実施するに当たりまして、地下水の測定をしまして、それから工法を検討するために日時を要したとか、いろんな要因が含まれております。

○押川委員 わかりました。そういう事情があるということとありますけれども、そのことによって、この現場あたりで、関係者あたりで支障が出てるとか、そういうものは、この103件あるいは68件の中ではないんですか。明許繰越しておくてもそんなに支障がないとか、そういうものであっていいのかどうか、そこあたりを

ちょっと教えてください。

○西山森林経営課長 林道につきましては、今年度の工事が終わって次の工事をやるということになっておりますので、そのことによって、事業が先送りになって、所有者に負担がかかるということではございません。

○下沖自然環境課長 治山事業につきましては、ほとんど単独の箇所でございますので、工期が繰り越しになったということで影響があるということとは認識はしておりません。

○渡辺委員長 よろしいですか。ほかに何かありませんか。

○右松委員 歳出予算説明書の214ページであります。

みやざき大径材の家支援事業ということで、先ほど少しの説明はいただきました。やはり県産材の利用拡大、利用促進というのは、非常に重要な県政における取り組みだというように考えてます。

そういった中で、先ほど698万というのが減額になったというのは、産直住宅グループの申請ですか、それが結果的に間に合わないと、待ち切れずにそのまま事業をやられたということ、この辺をもう少し詳しく教えてください。

○長友みやざきスギ活用推進室長 みやざき大径材の家支援事業につきましては、今年度、肉づけ予算で成立したものでございまして、実際に公募をかけたのが7月ということになってしましまして、産直住宅のほうでも、実際使いたかったんですけども、その都合とかありまして、どうしても先にやらざるを得ないということで、ちょっと待ち切れなくて、先にもうやってしまったということで、採択できなかったという事情がございます。

○右松委員 そんなに深掘りすることはありま

せんけれども、その場合ということは、施工主が本来受けられそうな補助を、結局負担をしてつくったということになりますかね。

○長友みやざきスギ活用推進室長 そうなります。

産直住宅の方々にも説明いたしまして、早目に発注するというので、来年は使わせていただきたいということで、お話は伺っております。そういう状況です。

○右松委員 ぜひ、利用促進を進めていただきたい。ということは、手続上で、煩雑で非常に時間がかかったというわけではなくて、その肉づけの時間的なスケジュールの問題ということであれば、ぜひ28年度取り組みを進めていただきたいと思っています。

○徳重委員 9ページの木材需要拡大推進対策事業で、4,700万という大きな補正が組まれているんですが、どのように、お金が使われるんですか。お金の使い方をちょっと教えて。

○長友みやざきスギ活用推進室長 都市との連携によります内装・家具木質化サプライチェーンにつきましては、資料の10ページの下のほうにございますが、首都圏の、現在スギ利活用検討委員会に入らせていただいております住宅メーカーとか家具メーカー、そういうところと、それから県内とか県外の家具とか建具関係の企業と部会を設置いたしまして、その中で、商業施設とかオフィスなどの内装とか家具を開発するための検討を実施していくことにしております。ここにも課題を書いておりますけれども、いろんな乾燥技術とか接合方法とか問題があるようございまして、その辺、実際に関係する企業の方に、試作品などもつくっていただいて、そこで問題がどういふのがあるのかを実際に使いながら開発していくということで考えて

おります。

○徳重委員 都城にあります木材利用センター、木材の立派な施設がありますよね、そこで、今おっしゃったようなことについては、今までやってきたんじゃないかなという気がするんです。

試作品をつくってもらおうとかおっしゃいましたが、その程度の話で、こんなに大きなお金が要るのかなと、ちょっと気になったんです。何回も質問もした経緯があるんですが、学校の机なんかを全部木製でやったらいいじゃないかと、そういうための補助金でも出してやったほうがまだいいんじゃないかなと気がしているものですから。

例えば、ここに課題と対策というようなことで、スチール製の家具メーカー、特に学校の机なんかはスチール製がほとんどなんです。これと一緒にして、半分は木材を使うと、何とかうまくやっていくという、一緒にやっていくというような方法を検討するとかいうような形なら理解ができるんだけど、このお金の使い方について、若干気になったものですから……。今の説明ではちょっと私、理解ができないところですけども。

○長友みやぎきスギ活用推進室長 木材利用センターにつきましては、いろんな部材の接合方法とか、そういうのを研究、今までもやってきております。

今回、こういう部会を立ち上げて、家具とか内装材のいろんな研究する場合に、実際そういう試験についても木材利用センターには御協力いただくことになるんですけども、首都圏で、商業施設とかオフィスの中でつくるとなると、今の県内で取り組んでいるのが、大体住宅部材としての内装材とかそういうものをやっている関係で、実際大空間の中で使用したりする

場合とちょっと違うみたいなんです。特に、乾燥も通常の住宅用の構造材でございますと15%か20%ぐらいの含水率になるんですが、家具なんかでやりますと七、八%まで落とさないとうまくいかないというようなこともあるようです。

そういうところも、実際つくっていきながら、試作品つくって、試してみるということで、検討委員会に入ってらっしゃいます企業の方に、お願いして、試作品をつくっていただくということで、その辺の経費等も含めてこういう金額になっているところなんですけれども。

○小田木材利用技術センター所長 補足で説明します。

既に、幾つかの県内のそういう会社から、家具用について木材を使いたい、スギ材を使いたいということで相談もきております。県内にオフィス家具をつくる大きな企業が4社か5社あります。有名な、皆さんが御存じなメーカーですけども、そこでも木材を使いたいという要望もございます。

実際、センターのほうで開発した金具、金物でありますとか試作品を持って説明にいったところ、こういうものであれば、ぜひ使いたいというような声も聞いております。

家具ですので、性能もそうですが、デザイン等も非常に重要になってまいります。なので、県内の企業、木材をつくる側、それから、そういう家具の生産する側、それとデザインも含めて、このような検討会でやっていければ、全国に通用するような、ひいてはオリンピックとかいろんなそういう関連性でも使えるような家具がつかれるんじゃないかなと考えてるところです。

○徳重委員 それなりに理解ができるんですが、すでに、オフィスなんかもいっぱい家具、木材

を使われたものができ上がってることは事実ですよね。去年も港区に行きましたが、あの大きな高級施設がほとんど木材でオフィスができておりましたし、食事をするところもちゃんと机からカウンターから全部木製でやってらっしゃったし、とにかく、ここにはもうでき上がってるんじゃないかなという気がしたもんですから。今おっしゃるように、新しいデザイン、また、全国に販売できるようなものをつくっていただくために、試作品なりそういった考え方でやってらっしゃるんだったら、それなりに理解ができるんですけども、余りにも金額的に大きく出てるなど、こう思ったもんですから。ぜひ、ひとつ木材が少しでも利用できるように、また、いいものができるように、やっていただきたいということをお願いをしておきたいなど、こう思っております。その程度で結構です。

○太田委員 195ページ、予算説明資料の循環社会推進課のこの産業廃棄物の税収が3,000万近くなっていますけれども、ふえたということで説明がありました。税収がふえるということはよかったねと見たりするんですが、産業活動が活発になってきたのかとか、もしくは、そういった廃棄物が何か特段多くなるような事情があったのか、何かあれば。

○温水循環社会推進課長 予算をつくりますときに、税務課のほうで、次年度どれぐらいになるだろうということで積算をするんですが、毎年大体固めに見積もっております、その見積もり額よりも、実際のその廃棄物の排出が多くて、その分、今回増額ということで補正させていただいているということでございます。

○太田委員 もう簡潔に行きます。

山村・木材振興課のほうの説明で、例えば213ページ、国交付金事業、国の補正の関係で、そ

してまた交付金事業に切りかえたというのがありましたね、213ページの3番のテーマとか、何か説明がありました。

交付金事業に切りかえたということは、負担割合の関係とか、宮崎県にとってはそっちのほう有利になるんだということですか。

○石田山村・木材振興課長 国の補正予算も当初予算も補助率では変わらないんですが、採択要件という意味では、補正予算のほうが若干有利でございましたので、こちらのほうで全面的に実施させていただいたということでございます。

○渡辺委員長 ほかにいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 よろしいですか。

それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○廣津みやぎの森林づくり推進室長 常任委員会資料の12ページをごらんください。

その他報告事項、一般社団法人宮崎県林業公社の経営状況について御報告をさせていただきます。

まず、(1)の第3期経営計画(改訂計画)における収支計画及び実績でございます。

表のほうで、実績を太枠で囲んでおるところでございますが、平成24年度から26年度につきましては、売り払い単価が計画を上回ったこと、あと、公社自身の経営努力によりまして、下から3段目の差し引き収支にありますとおり、各年度黒字を確保できております。

この結果、表の一番下の年度末資金残高も、目標としております1億5,000万円を上回っている状況でございます。

次に、(2)の平成27年度の収支見込みでございます。

平成27年度につきましては、1月末現在の見込みでございますが、間伐等の売り上げにつきましては計画を下回っておりますものの、立木売り払いが順調であったこと、あと、繰上償還等によりまして利息軽減が図られたことなどから、差し引き収支は計画を上回る見込みとなっております。

詳細については、右のページの表で御説明いたします。この表は、区分ごとに計画、実績見込み、増減、主な理由を記載しております。

まず、収入の部でございます。主伐等売り上げにつきましては、計画を1億1,000万円ほど上回る約3億6,000万円を見込んでおります。これは、売り払い単価が計画よりも高かったことなどによるものでございます。

次に、その下の間伐等売り上げにつきましては、実績見込みが約5,600万円でありまして、計画を1億4,000万円ほど下回る見込みであります。これは、間伐より主伐を希望する土地所有者の意向等によりまして、事業量が減ったことによるものでございます。

次に、2つ下の補助金でございます。補助金につきましては、約6,200万円を計画を1億9,000万円ほど下回る見込みです。これは、間伐などの事業量の減少に伴うものでございます。

次に、その下の長期借入金でございます。約16億9,000万円、計画を7,100万円上回る見込みです。これは、主伐等売り上げが計画を上回る見込みとなりましたことから、先ほど補正でも出ましたとおり、県からの借入金を5,000万円減額したと。

その一方で、市中銀行への繰上償還のための公庫からの借り入れ、これをふやしたことになるものでございます。

次に、支出でございます。直接事業費は約1

億2,000万円で、計画を3億1,000万円ほど下回る見込みでございます。これは、間伐などの事業量が減少し、委託料が減ったことによるものでございます。

次に、その下の分収交付金でございます。約1億3,000万円で、主伐収入が計画を上回ったということで、交付金についても計画を5,000万円ほど上回る見込みでございます。

次に、2つ下の元利償還金でございます。

まず、元金は約17億6,000万円で、計画を1億3,000万円ほど上回る見込みであります。これは、市中銀行への繰越償還を計画以上に行ったことによるものでございます。

また、その下の利息は約1億2,000万円で、繰上償還などに伴いまして、計画以上に利息の軽減が図られたことによりまして、計画を2,100万円ほど下回る見込みであります。

以上によりまして、下から3段目の差し引き収支につきましては、1,067万円のプラスを見込んでおります。

この結果、一番下の年度末資金残高は約2億8,000万円となる見込みでありまして、公社の経営はおおむね順調であると考えております。

県といたしましては、今後とも公社と一体となりまして、さらなる経営改善に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○黒木環境管理課長 同じく資料の14ページをごらんください。

環境影響評価の条例対象事業の見直しについて御説明を申し上げます。

(1) 観光影響評価条例の基本的な考え方が、②にありますように、本県では良好な環境を保全するため、法の対象事業より小規模なものなどを条例の対象としております。

(2) アセス法とアセス条例の対象事業ですが、16ページをごらんください。

左側が対象事業の種類、中欄が法の規模要件、右欄が条例の規模要件です。

法の第1種事業は、開発規模が大きく環境影響が著しくなるおそれがあるとして、アセスが義務づけられております。第2種事業は、規模要件が第1種事業の75%で、アセスの実施については、国が個別に判断します。一方、条例の規模要件は、第1種事業の50%となっております。

この中で、中段の土地区画整理事業等は、大規模な土地造成を伴うもので、いずれも50ヘクタール以上としております。

再度、14ページをごらんください。

次に、(3) 大規模な土地造成事業の対象事業化ですが、メガソーラー等の大規模な土地造成事業は、動植物等への著しい影響が懸念されるため、四角の中にございますように、新たに施工区域の面積が50ヘクタール以上の土地造成事業を対象とすることと考えております。

(4) 計画中のメガソーラー事業の取り扱いについてです。経済産業省の設備認定を既に受けているものは適用除外とすることとしております。

(5) これまでの経緯ですが、既に市町村への意見照会、パブリックコメント、環境審議会への報告は行っております。

次に、(6) パブリックコメント及び市町村照会の結果ですが、パブリックコメントは3人から4件の御意見をいただき、この中で、4番目の「アセスは長い時間等を要するため、メガソーラーの設置が抑制されるのではないか」という御意見につきましては、アセスを適切に実施することによりまして、地域住民等との理解が

進み、円滑な事業の実施につながるものと考えております。

次に、市町村からは、5市2町から6件の御意見をいただき、この中で1番目の「規模要件を50ヘクタールより引き下げるべき」という意見につきましては、県のアセスは事業規模が大きく、環境影響が著しくなるおそれがあるものを今回対象とするものです。

なお、アセス法では、市町村でも地域の実情に応じた独自の条例を制定することが認められております。

最後に、(7) 今後の予定ですが、本年3月中に改正と公布を行い、10月1日に施行することとしております。

以上です。

○下沖自然環境課長 委員会資料の17ページをお開きください。

えびの高原(硫黄山)周辺登山道の立入規制の状況についてであります。

去る2月28日に、硫黄山周辺の火山性地震が増加し、気象台が噴火予報を河口周辺警報に引き上げたところであります。これに伴いまして、えびの市が硫黄山からおおむね1キロメートルの範囲の立入規制を行ったことから、県が管理する登山道も立入規制を行ったものであります。

まず、(1)の規制の経緯についてであります。

過去の規制状況は、火山活動の高まりなどから、一昨年(2015年)の10月24日から昨年(2016年)の5月1日まで、今回同様、硫黄山からおおむね1キロメートルの範囲内の登山道の立入規制を行ってきたところであります。

また、火山ガスに係る規制状況ではありますが、昨年12月から噴気が確認され始め、高濃度の硫化水素が観測されたことなどから、去る12月12日までに硫黄山に近接している登山道約400メー

トルを通行禁止としたところがございます。

なお、この時点では、韓国岳への登山道は通行可能としておりました。

その下の今回の規制状況は冒頭に御説明したとおりでございます。

次に、(2)の安全対策についてであります。18ページの別図とあわせてごらんください。

今回の火口周辺警報に伴いまして、赤色の点線で囲まれた部分が立入規制区域となったところではありますが、六観音御池展望台や韓国岳9合目付近など、黒色の二重丸で示しております4カ所に、下の写真のように、新たに看板を設置するとともに、ロープによる遮断を行いまし、赤色の太線で示しております登山道を通行禁止としたところでもあります。

このほか、えびの市や自然公園財団など関係者と連携を図りながら、登山者への注意喚起を行っているところでもあります。火山ガスの測定については、当面観測を休止することとしておりますが、今後、規制解除の可能性が出てきた際には、関係部局と連携しまして、観測を再開し、登山者の安全確認を行ってまいりたいと考えております。

硫黄山関係は以上でございます。

続きまして、改正品確法に基づく運用指針の取り組みについて御説明いたします。委員会資料の一番最後になります。19ページをごらんください。

まず、(1)の概要であります。品確法は、正式には「公共工事の品質確保の促進に関する法律」といいますが、建設業を取り巻く環境が悪化している背景を受けまして、公共工事の品質確保と、その担い手の中長期的な育成や確保を目的としまして、平成26年6月に改正・施行されております。それに伴いまして、発注者が守

るべき共通のルールを定めた運用指針が平成27年4月から施行されております。

次に、(2)の運用指針における県の主な取り組みについてであります。

①の予定価格の適正な設定につきましては、本県では、国に準じて、建築や設備工事を除きまして、平成27年から諸経費の割り増しを行っており、この2月には、設計労務単価を引き上げております。

次に、②の歩切りの根絶についてであります。歩切りとは、予定価格を設定する際に、適正に積算された設計価格から発注者が一方的に予定価格を減額する行為のことです。本県では既に対応済みでありまして、県内全市町村においても、平成27年7月1日以降は撤廃されております。

次に、③の低入札価格調査基準、最低制限価格の設定・活用の徹底等につきましては、草刈り等の業務委託において、平成28年4月より、最低制限価格を新たに設定することとしておりますが、環境森林部におきましては、平成21年9月から設定済みとなっております。

次に、④の適切な設計変更等に関する事項等ではありますが、現在、設計変更・工事一時中止ガイドラインの策定を進めておりまして、本年4月から施行する予定であります。

次に、⑤の発注や施工時期の平準化、発注者間の連携体制の構築につきましては、国・県・市町村を構成員とする連絡協議会の支部会の設立及び余裕期間を設定した建設工事の試行などの取り組みを行っております。

最後に、(3)の今後の取り組みについてであります。これまでの取り組みを継続するとともに、市町村に対しては、最低制限価格の設定等の取り組みについて助言を行っていきたいと考

えております。

説明は以上であります。

○渡辺委員長 ありがとうございます。

説明が終わったところなんですけど、内容が多岐にわたりますので、今の御報告、説明に対する質疑は午後に回したいと思いますので、執行部のほうは、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、1時再開として暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後0時59分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

先ほど、その他報告事項について説明を受けましたので、その他報告事項につきまして質疑はございませんでしょうか。

○有岡委員 改正品確法の話がございましたんで、1点だけお尋ねいたします。

(2)の⑤に余裕期間を設定した建設工事の試行ということで、ことしの1月から試行してらっしゃるということですが、この前ちょっとお聞きした話では、完全週休2日とか、そういったものを見込んだ何か試行をしてらっしゃるのか、もう少し具体的にお尋ねしたいと思います。

○下沖自然環境課長 環境森林部では、今のところ実施しておりませんが、先ほど委員がおっしゃいましたように、完全週休2日とかそういったことを見越しまして、工事の発注期間を長目にとるということで、標準の工期が8カ月ぐらいでしたら、2カ月ぐらい余裕をとって10カ月ぐらいとるとか、そういった取り組みでございます。

○有岡委員 この試行、件数としては何件か、今やっているということで理解してよろしいん

でしょうか。

○下沖自然環境課長 環境森林部のほうでは、今現在、実施してないんですけども、試行件数で西臼杵支庁の橋梁補修工事、それから高岡土木事務所の区画線工事、小林土木事務所の道路改良工事で、3件と聞いております。

○太田委員 関連で。歩切りの根絶ということ、これはもう全市町村において廃絶しておるということで、もうどうということではないと思います。

これは、今までそういったのがあったというのは、この社会的に、やっぱりそういうのが存在しなければうまくいかなかった面があるのか、何か慣行でとか、なんか意味はあったんだろうとは思いますが、行政から見た場合に、歩切りという存在の意味は、その辺はどうなんですか。

○下沖自然環境課長 相当かなり以前、10年以上前には、設計価格をもうかなり9割ぐらい落としてとか、そういうのはありましたけれども。最近で見られる歩切りというのは、1,000円単位の端数を丸めるとか、そういった行政上の手続の都合上、そういったものでございましたけれども、今現在、もう設計が出た金額そのままを設計価格として見て、歩切りというものは行っていないというような状況でございます。

市町村におきましても、平成27年からもう全て撤廃しているということでございます。

○太田委員 いいと思いますけれども、その歩切りというのは、何か入札のちょっとしたお互いのタイミングというかな、何かそんなののために存在したのかなと。

最初からそういうふうにとやればよかったのにといいい思いますが、何かそういうちょっと業者のことを考えたとか、もしくは行

政側も何かそういう意味があったとか、何かあったのかなというのをうちの内部でもいろいろ議論があったものですから、一応念のために聞かせてください。

○下沖自然環境課長 歩切りが最後まで残っていた市町村があるんですけども、これは非公表を前提ということで市町村名は申し上げられませんけれども、平成27年5月時点で2つの町が端数調整を実施しておりました。これは、端数調整というのは、先ほど言われましたように、そのときのタイミングによりまして、数値を設計価格よりも低い価格で発注者——契約担当者が設計価格より落とした形で入札の予定価格を決めるというようなことをしていたのが実情でございます。

○渡辺委員長 ほかにいかがでしょうか。

○押川委員 林業公社でありますけれども、主伐等の売り上げというのは、計画に対して実績が伸びておるわけでありまして。これは、今日のバイオマス関係あたりでのこともあるのかなと理解をいたします。

その中で、この間伐等の売り上げという中で、計画に対して実績が91ヘクタールということで、相当減っておるわけでありまして、これも今言うように、木質バイオマスあたりで、間伐をするよりは皆伐をして早く売ったほうが良いというような形の中で、所有者の方からそういう申し入れがあったということで、ちょっと聞いたんです。今後、本県のこの木材を、やっぱり40年、50年という長伐期あたりも考えたときには、こういう売り方、取り扱い方で本当にいいのかなという気がするんですが、そこらあたりはどのように検討されていらっしゃるのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○廣津みやぎの森林づくり推進室長 公社の

大きな収入源としては主伐なんですけれども、そういった間伐、あと、その他の複層林とかそういったものを含めながら収益を確保していくということで、積極的に取り組んでいかなくちやならないと考えているわけでありまして。

ただ、今申しましたように、所有者としては、もう高齢化してるということもありまして、木材確保もある程度回復基調にあるということで、早く切ってほしいと。間伐するとその補助事業を活用するわけですけども、補助事業活用したら、しばらくの間伐採はできないという規定がございますので、そういったことで延ばすよりは早くしたいという御希望があるようであります。

ただ、しっかりした山をつくっていくためには、やっぱり間伐を繰り返しながら、公社につきましては長伐期施業とか推進しているわけですけども、そういったことで、こうやって機能も十分発揮できるような山づくりもやっていかなくちやいけないと考えております。

○押川委員 理解はしたいと思っておりますけれども、言われたような形なんかもとりながら、確かに所有者としてみると、そういう状況なのかなということはわかるんですが、計画的な中でしっかりこういうものもやっていかないと。今は、たまたまそういう状況でいい状況ですけども、また、これがちょっと環境が変わってくると、果たしてそれでいいのかなという気もいたしましたので、よろしく願い申し上げておきたいと思っております。

○黒木委員 市によるその他の持ち分譲渡の発生というのは、説明があったのかもしれませんが、もう一度説明をお願いします。

○廣津みやぎの森林づくり推進室長 公社は分収方式ということで森林を造成しております

けれども、土地所有者の方から土地をお借りして、そこに木を植えて育てて、切れる状態になったら、それを土地所有者と分け合うということで、それぞれ土地所有者が4割でありますとか、林業公社が6割というような持ち分を持っております。

土地所有者の方から、周辺に自分の持ち山もあって、一緒に管理したいとか、一斉皆伐するのではなくて、間伐繰り返しながら、それこそ自分自身で長伐期にもっていききたいんだとか、そういうことで、公社が持っております持ち分の部分を譲り受けたいという申し出があったときに、その土地所有者、契約当事者に限った話になりますけれども、その方に対して譲渡しているということでございます。

○黒木委員 はい、わかりました。

それから、公社の場合、持ち主が共有という例があるんですか。

○廣津みやざきの森林づくり推進室長 公社の今経営している面積9,600ヘクタールほどございますが、そのうちの15%ぐらいが共有林ということになっております。

○黒木委員 処分する場合、今まで、何と申しますか、持ち主がわからなくなっているとか、共有林の中で、いろんな複雑な問題があって、処分したくても処分ができないという相談とかあったりするんですけれども、今度、なんか法律が変わって、それが可能となるということを知ったんですが、どのように変わったんでしょうか。

○廣津みやざきの森林づくり推進室長 確かに、共有林、人数が多くて、相続やら発生して来ると、なかなか厳しい状況が出てきているわけです。それはもう、全国的な状況のようで、林野庁のほうで森林法を改正して、一定数の、反対

とかいう意思表示がない場合などについては、処分できるような形でというような改正を、今、考えているということでございます。

○黒木委員 まだ、法律が変わって、できるようになったというわけではないですか。

○廣津みやざきの森林づくり推進室長 できるようになったということではございませんで、今の国会に改正案を上程しているということのようです。

○徳重委員 木材が高くなってきているかと思うんですが、去年、ことし、単価の状況を教えていただくとありがたいけれども。

○石田山村・木材振興課長 最近の木材価格でございますけれども、昨年度、平成26年の平均価格が1万800円程度でございます。平成27年の1月から1万1,100円からスタートいたしまして、27年の6月に9,000円まで落ちましたが、その後、27年の9月に1万1,000円を回復いたしまして、現在1万500円という単価になっているところでございます。

○徳重委員 昨年暮れだったかな、中国木材に行ったんですが、中国の木材だけで、今までの重量の供給量の半分ぐらいを中国木材さんが集めてるというお話をお聞きしたと私は理解しているんですが、中国木材が進出したことによって単価が維持しているという理解でいいんですか。

○石田山村・木材振興課長 中国木材の日向工場の進出でございますけれども、中国木材さんに木材を卸すときの単価の決め方でございますが、市場価格に輸送費相当分を加えた——本来であれば、一度市場に出しまして、そこから中国木材さんが買って、中国木材に運んでいくということでございます。2回運ばなきゃいけない、積んでおろして運ばなきゃいけないという

こととなりますが、その分を上乗せした価格で、今、中国木材さんが買っているという状況でございます。

確かに、御指摘のとおり、現在168万ほどの素材生産ございまして、中国木材さん当初の計画で申しますと13万5,000立方ほどの丸太を消費するというところでございます。半分ということではなくて、そのぐらいの数量、県内から集める原木の量というのは、その量になりますけれども、その価格が、ある程度安定してそれだけの量が買っていたらということでございますので、木質バイオマスによる価格の下支えと、あとA材、B材合わせてでございますけれども、中国木材さんがある程度の期間、安定した取り決め価格で買っているというのも木材価格の安定に寄与しているのではないかなと考えているところでございます。

○徳重委員 それだけの量が整理できると、流通しているということで、県内の林家の皆様方もそれなりに喜んでいただいていると思うんだけれども、まだまだこの価格では、林家の皆さん方が、本当に林業で生計を立てられるような状況にはないんじゃないかなと思うんですが、将来、ここ来年、再来年、近年のうちに値段が上がる可能性っていうのは、どう見ていらっしゃるんですか。

○石田山村・木材振興課長 木材価格と申しますと、やはりどうしても、自給率3割まで回復したといいましても、やはり7割が外材でございます。外材の値段というのが、大体、実は立米1万1,000円から1万2,000円ぐらいで流通していると。それに対抗して、国産材をやはり出していかなきゃいけないということを考えますと、なかなか昔のように3万円、4万円というのは難しいのかなと考えているところでござい

ます。やはり山元に還元するために、コストを下げながら、1万1,000円、2,000円と3,000円というのはオーダーで、平均価格でございますので、A材はもっと高いんですけども、そういった価格で取引がされるようにという。

また、そのためには、人口減少社会でございますので、今度、売り先がきちんとないとその価格は維持できませんので、需要の開拓も積極的に努めてまいって、木材価格が安定的に推移するように努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○渡辺委員長 よろしいですか。ほかにどうでしょうか。

○右松委員 環境アセスに関して、14ページ、15ページにありますけれども、耕作放棄地を活用したソーラー、太陽光の事業に、在京の会社が入ってきて、一番地域住民の人たちが心配してたのが、やはり宮崎じゃないもんですから、維持管理の面と、それから、パブリックコメントにも書いてますけれども、やはり排水等の部分が、かなり地元の人たちが心配をされておったんです。一応50ヘクタールという広大な広さがなくて、小規模ではありますけれども、今回パブリックコメントの県の考え方の回答の中に、メガソーラーに関しては技術指針で規定するアセス項目を盛り込むことを検討していると記入されておりますけれども、具体的にどういったところを検討されておられるのか、それをお伺いします。

○黒木環境管理課長 技術指針の中では、要するに、どういう項目についてアセスをするかということなんですけど、太陽光発電の場合には2つありまして、一つは工事です。

まず、大規模な土地造成ですので、動物とか植物への影響、それと雨水、それと粉じんなど

を考えています。

供用後については、景観、同じく雨水、それと騒音などが影響評価する項目の対象と考えております。

○右松委員 具体的に項目に盛り込むスケジュールというか、そのあたりは、まだそこまでは決まってないんですか。

○黒木環境管理課長 今、風力発電のアセスの事例があるんですけども、通常、調査期間は春夏秋冬1年を原則としてます。

それぞれの段階で、評価書、準備書、方法書とかありますので、それとプラス住民、県民に縦覧しなきゃいけませんので、トータル的に、やっぱり2年ぐらいかかるんじゃないかと考えています。

○押川委員 この50ヘクタール以上の土地造成事業ということで、この経済産業省が設備認定を受けているものについては、現在計画書については良ということではありますが、これは、どのくらい県内ではあるところでしょうか。

○黒木環境管理課長 設備認定は経済産業省に申請します。その正確な情報はつかんでおりませんが、ちらっと聞いたところでは、50ヘクタールを超えそうなのが10件ぐらいあるんです。そのうち2件については、今、工事中です。一つは宮崎市の跡江、もう一つが亀の甲ゴルフ場です。

残り8件なんですけれども、九州電力に聞いたところ、今、九州電力とのつなぎ込みが大変厳しい状況でございます。ですから、この8件が全て設置されるかどうかについては、ちょっと今、不透明なところでございます。

○押川委員 その2件は県内なのか。あと8件においては、在京あたりですか、その状況はわかりますか。計画されているところは。

○下沖自然環境課長 50ヘクタール、当然、森林等で開発が必要で、林地開発の許可が必要になってくると思います。

今現在、事前協議になっている段階が、延岡市が60ヘクタール、日向市が64ヘクタール、2件ありますけれども、50ヘクタールを超える可能性がございます。

しかしながら、具体的には、まだ不明な状況でございます。事前に、今、相談があつての段階ということで、この2件については、県のほうで把握しております。

○押川委員 これは、今後もしろいろ相談をされていかれる中で、できるということであれば、許可ができると理解をしてもよろしいですか。

○下沖自然環境課長 林地開発については、当然、許可要件を満たせば許可すると思えますけれども、その前にこの50ヘクタールのアセスの要件ができましたので、こちらのほうもクリアする必要があるということでございます。

○渡辺委員長 よろしいですか。

それでは、そのほか何かありませんでしょうか。

○川添環境森林課長 先ほど押川委員のほうで、在京か在京でないかというのがありましたけれども、2社と8社という形で、今、動きがありますが、それぞれ地元会社をつくっている関係で、どれが在京って言いづらいんですけども、半分近くは県内で、半分近くは県外の事業者という形になっております。

○渡辺委員長 よろしいですか。その他、改めてですが、ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れ

さまでした。ありがとうございました。

暫時休憩します。

午後1時22分休憩

午後1時26分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○郡司農政水産部長 農政水産部でございます。よろしく申し上げます。

本日は、総合農業試験場の山内が病気療養のため、当委員会を欠席させていただいております。かわって、副場長の鎌田を出席させておりますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、おわびを申し上げたいと思います。

先般、農政水産部の職員が逮捕されるという、まことに残念な事件が起きました。心からおわびを申し上げたいと思います。

これまでも職員の服務規律の徹底に努めてまいりましたが、今後、より一層の徹底を図り、再発防止に努めてまいる所存でございます。大変申しわけございませんでした。

次に、お礼を申し上げたいと思います。

先月行われました宮崎県農産園芸特産物総合表彰式におきましては、渡辺委員長には、大変お忙しい中に御出席を賜り、まことにありがとうございました。心より御礼を申し上げたいと思います。

それから、もう一つ報告事項をさせていただきたいと思うんですけれども、1月下旬の降雪・低温による農業関係被害についてでございます。

この低温、それから降雪によりまして、農作物ではハウレンソウやキンカンの凍害——凍る害等が約133ヘクタール、牛舎の屋根の破損等の

施設被害が34件出ておりまして、現在の被害価格は県全体で1億1,000万程度となっております。

今回の災害につきましては、今後も被害状況の把握に努めますとともに、引き続き、市町村を初め関係機関と連携を図りながら対応してまいりたいと思っております。

それでは、座って説明をさせていただきたいと思えます。

配付をしております環境農林水産常任委員会資料（補正）という資料がございます。この資料の1ページをお開きいただければと思います。

今回の補正は、議案第46号「平成27年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」、議案第54号「平成27年度宮崎県就農支援資金特別会計補正予算（第1号）」、議案第55号「平成27年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）」であります。

まず、議案第46号の一般会計の補正額について、御説明をいたしたいと思えます。

下に（1）として、歳出予算の課別集計表がございます。この集計表の2月補正の額というのがありますが、その列の一般会計の合計の欄がございます。この欄にありますように、今回49億3,082万3,000円の減額補正をお願いしているところであります。

これは、国の補正予算に伴う経費の増額及び国庫補助決定に伴うものや、災害復旧予算の減額等をお願いしているものでございます。

また、議案第54号、55号の特別会計補正予算につきましては、下から2段目の合計の欄になりますけれども、1,688万3,000円の増額補正をお願いしているところでございます。

この結果、特別会計合わせた農政水産部全体の補正後の予算額は、一番下になりますけれども

も、374億3,643万7,000円となります。

補正内容の詳細につきましては、後ほど関係課長から説明をさせていただきたいと思っております。

次に、右側の2ページをごらんいただければと思います。繰越明許費についてでございます。

(2)平成27年度繰越明許費補正一覧表にございますように、一番上の「プラスJETROで攻める輸出拡大産地育成事業」以下20の事業で46億4,977万9,000円の繰り越しをお願いしているところであります。

これは、国の補正予算の関係等により、事業実施期間が不足することによるものや、事業主体において事業が繰り越しとなることによるものなどがございます。

繰越事業の執行に当たりましては、関係機関との連携を図りながら、早期の完了に努めてまいりたいと考えております。

次に、3ページをお開きいただければと思います。債務負担行為についてでございます。

これは、国営土地改良事業負担金などの追加をお願いするものでございます。

次に、4ページのほうをごらんいただければと思います。

この4ページから18ページまで、補正の新規・重点事業について掲げさせていただいております。

また、飛びますけれども、19ページをごらんください。

特別議案の議案第64号「国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例等を廃止する条例」、続いて20ページは、議会提出報告の損害賠償額を定めたことについて、さらに、次の21ページ、その他報告として、改正品確法に基づく運用指針への取り組みについて。それから、もう1枚、追加で配らせていただいております平成27年産

米の食味ランキングについてをその他報告事項として御報告申し上げたいと思っております。

それぞれ関係課長等から説明をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私のほうからは以上でございます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。

次に、議案についての説明を求めます。

○戎井農政企画課長 農政企画課でございます。

平成27年度2月補正について御説明をさせていただきます。

お手元の歳出予算説明資料、議案第46号、こちらの259ページをお開きいただきたいと思います。

農政企画課の2月補正額につきましては、一般会計のみで2,506万6,000円の増額補正をお願いしております。この結果、2月補正後の予算額につきましては、右から3番目の欄でございますが、26億4,255万1,000円となります。

それでは、主な内容について御説明をさせていただきます。

ページを2枚めくっていただきまして、262ページをお開きいただきたいと思います。

2番目の(事項)農産物流通体制確立対策費の新規事業「プラスJETROで攻める輸出拡大産地育成事業」につきましては、国の地方創生加速化交付金を活用しまして、1億2,440万3,000円の増額補正となっておりますが、こちらにつきましては、別冊の環境農林水産常任委員会資料で後ほど説明をさせていただきたいと思っております。

次に、一番下のところでございますが、(事項)総合農業試験場管理費でございますが、1億1,233万6,000円の減額補正となっております。

この主な理由につきましては、次のページで

ございますが上段、1の本場管理費におきまして、亜熱帯作物支場で発生しましたのり面崩壊、この対策工事が、地盤調査や工法の検討を経て、工事請負費が減額と、最終的になったものでございます。

次に、別冊の環境農林水産常任委員会資料の5ページのほうに移らせていただきます。

新規事業「プラスJETROで攻める輸出拡大産地育成事業」でございます。

1の事業の目的・背景にありますように、TPPの合意など急速な国際化の進展が見込まれる中で、攻めの姿勢による輸出体制の強化が極めて重要となっております。このため、JETRO日本貿易振興機構が有する海外ネットワークを活用した産地支援に取り組むとともに、新たな輸出品目の確立に向けた産地の整備を進め、輸出拡大、さらには産地の活性化につなげたいというものでございます。

事業の内容につきましては、右のページで御説明をさせていただきます。

まず、上段の右にあります、昨年10月に設置をされましたJETRO宮崎貿易情報センターとの連携によりまして、JETROが持つ海外のネットワークを活用しまして、輸出先国のマーケット情報の提供や輸出規制、また、輸出ノウハウ等の指導助言等を行ってまいりたいと考えております。

また、資料の数字でございますが、海外56カ国、76事務所と年度当初の数字を記載しておりますが、直近では54カ国、また73事務所となっておりますので、ここで訂正をさせていただきます。

次に、中段の輸出に取り組む産地づくりとしまして、上から、国内初のキャビア輸出の実現に向けたHACCP対応の加工施設の整備であ

りますとか、また、次の欄、青果物における輸出先国の登録農薬に対応した防除体系の確立に向けた実証、また、5つ目の牛肉のところでございますが、EU向け牛肉輸出に必要な抗生物質等のモニタリングへの対応に向けた事前の分析でありますとか、また、改善に向けた取り組みなどを支援してまいりたいと考えてございます。

さらに、右から2番目の縦枠にございますように、世界最先端・最速の分析技術を有する食の安全分析センターとの連携によりまして、安全な農産物の輸出に向けた海外残留農薬基準に対応した検査体制の構築等を進めまして、農水産物の輸出拡大を図り、また、産地の活性化につなげてまいりたいと考えてございます。

これらの取り組みを進めまして、下の絵にありますように、東アジアはもとより、EUや北米等に、輸出可能性の高い世界市場への輸出を促進しまして、本県農水産物の平成28年度の輸出額を、目標としましては21億円に伸ばしてまいりたいと考えてございます。

前のページにお戻りいただきまして、事業の概要のところでございますけれども、予算額につきましては、国の地方創生加速化交付金を活用しまして、1億2,440万3,000円をお願いしてございます。

次に、ページをおめくりいただきまして、7ページをごらんいただきたいと思っております。補助公共事業についてでございます。

2月補正の内訳としましては、2の事業概要のところの(1)補正額の欄にございますとおり、国庫補助決定に伴う減額が11億1,878万4,000円、また、国のTPP対策等に伴う増額が22億9,551万3,000円の、これを差し引きしまして、11億7,672万9,000円の増額をお願いしてい

るところでございます。

また、増額となっているT P P対策等の内訳といたしましては、(2)の①T P P対策の欄にありますとおり、畑かんの施設整備でありますとか、また、水田圃場整備を行う公共土地改良事業費が19億7,914万8,000円の増、また、②の防災・減災事業の欄にありますとおり、公共農地防災事業費で1億1,476万5,000円、また、水産基盤漁港整備事業費で2億160万円の計3億1,636万5,000円の増をお願いしてございます。

また、市町村別の事業実施地区につきましては、8ページの下段の2にございますように、T P P対策等の実施地区等の内訳をごらんいただきたいと思っております。

農政企画課からは以上でございます。

○大久津地域農業推進課長 地域農業推進課でございます。

歳出予算説明資料の265ページをお開きください。

当課の2月補正額は、一般会計で8億7,373万9,000円の減額、特別会計で1,864万3,000円の増額、合わせまして8億5,509万6,000円の減額補正をお願いしております。

この結果、2月補正後の一般会計予算額は、右から3番目でございますが、47億7,465万4,000円、特別会計予算額が3億7,682万4,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。267ページをごらんいただきたいと思っております。

中段の(事項)青年農業者育成確保総合対策事業費2億3,299万8,000円の減額についてであります。

3のがんばる新規就農者サポート事業で実施いたしました年間150万円を交付する青年就農給付金事業におきまして、研修等を支援する準備

型では105名で、当初より15名増加いたしましたけれども、経営開始型では、昨年度末の国の緊急経済対策の実施により、本年度給付分の約2億円を前倒し給付したことや、年間250万円の所得要件を上回った者の給付停止、さらには、親との明確な経営分離等ができず、申請辞退などが発生いたしましたことから、市町村からの当初要望450名に対し、125名分が減ったことから減額するものでございます。

次に、5の「農で呼び込む移住・U I Jターン促進事業」については、後ほど委員会資料で御説明いたします。

268ページをごらんください。

(事項)中山間地域活性化推進費1億4,798万1,000円についてでございます。

1の中山間地域等直接支払制度推進事業でございますが、本年度から第4期対策が始まり、市町村において、集落ごとに今後5年間にわたって、耕作等が継続できる農地面積の精査を行った結果、高齢化等による取り組み中止や、交付単価の低い畑や採草放牧地を中心に、共同による維持管理が困難との理由から、予定面積が616ヘクタール減少したこと、さらには、新たに創設されました超急傾斜地農地保全管理加算、これにつきまして要求をしておりましたけれども、要件を満たす協定集落が初年目であるということにより、減額するものでございます。

次に、(事項)農業経営構造対策事業費につきましては、別途説明をさせていただきます。

続きましては、一番下の(事項)構造政策推進対策費8億8,459万2,000円の減額でございます。

269ページをごらんください。

まず、4の農業構造改革支援基金積立金につ

きましては、農地中間管理事業に係る国庫補助の基金積み増しがなかったことによる減でございます。

5の、進め6次化みやざき農業新ビジネス創出事業につきましては、6次産業化を目指す法定者等への施設整備支援であります。国庫事業の補助率が引き下げられたことから、補助率の高い他事業への変更や、事業見送りなどによる取り下げによりまして、国庫補助決定に伴う減額でございます。

次に、その下の、みやざき里山新ビジネス創出モデル事業につきましては、後ほど御説明いたします。

270ページをごらんください。

就農支援資金特別会計の1,864万3,000円の増額についてであります。

これは、就農支援資金の貸付償還金を原資といたしまして、国への償還金及び一般会計の繰出金を計上しておりますが、就農者からの繰上償還が当初予定よりも増加したことによる増額でございます。

続きまして、常任委員会資料の9ページをお開きください。

まず、農で呼び込む移住・U I Jターン促進事業であります。

1の事業目的ですが、担い手の減少が加速する中で、農業を起点に都市部から地方へ多様な人材等を呼び込み、新たな担い手を育成・確保するため、就農相談機能の充実を初め、担い手の受け皿づくりや企業の農業参入等を総合的に支援するものであります。

具体的には、10ページのポンチ絵をごらんください。

まず、県における3つのアプローチといたしまして、歯車1では、県担い手協議会や県農業

振興公社を核といたしまして、就農者確保・育成と移住定住のワンストップ窓口の創設を行いまして、さらに、宮崎ひなた暮らしセンターをU I Jターン拠点といたしまして、相談機能、人材確保の強化に努めていきたいと考えております。

また、県立農業大学校を総合研修拠点と位置づけまして、民間と連携を図りながら、新規就農者の即戦力化や、地域担い手のキャリアアップを目指した実践研修等を強化することとしております。

歯車2では、地域の宝・強みを再発見し、地域活性化策の検討がより効果的にできるよう、農地を初めとする地域情報を統合化いたしまして、見える化した地図情報を各地域ごとに提供することとしております。

歯車3では、地域の関係者のみのアイデアでは具体的な取り組みの推進に限界があることから、県内外で農業経営コンサル等を展開する地域コンシェルジュを派遣いたしまして、民間の視点による地域農業の多様なシーズを引き込みながら、地域農業の未来図を描き、いろいろな事業提案等を引き出すとともに、のれん分けの準備や農業参入のコーディネート等を支援いたします。

これら3つの歯車の一体的な取り組みにより、地域農業の新たな担い手構造を構築していきたいと考えております。

また、地域における3つの受け皿づくりといたしまして、まず取り組みIでは、垣根を超えた連携と参入で地域農業での新たな雇用、就業の受け皿づくりと、将来の担い手として育成するため、直接営農等を展開するしごと創生公社——仮称でございますが、こういったことを設立する予定の市町村、J Aの5地区と次年度以

降の候補地区を対象に、公社設立等に要する経費の一部を支援することとしております。

取り組みⅡの企業と地域担い手のマッチングにつきましては、大型量販店と地域が連携した直営農場の展開や、世界トップブランドの果樹輸出企業と連携した日本一の産地づくりを支援することとしております。

取り組みⅢののれん分けでは、のれん分けを予定している農業法人の人財に対して、農業技術やマーケティングの研修とともに、新たな法人を設立するための経費の支援を行うこととしております。

これらモデル地区での先行した取り組みをさらにスキルアップさせながら、県内各地への横展開を進めたいと考えております。

9ページに戻っていただきまして、補正額は1億9,740万円で、全額地方創生加速化交付金を予定しております。

続きまして、11ページをお開きください。

みやざき里山新ビジネス創出モデル事業であります。

1の事業目的ですが、近年、中山間地域のみならず、平場地域においても山林と接する里山の農地は、鳥獣被害が拡大しており、耕作放棄の大きな要因となっております。

一方、国におきましては、耕作放棄地の発生抑制を図るため、農地法に基づく指導の強化等を進めており、鳥獣被害対策と一体的な新たな農地の活用方策の構築が喫緊の課題となっております。

このため、本事業では、下の3の事業効果にありますとおり、過去にミカン園として整備いたしました都農町、日向市の遊休農地を対象に、里山の資源である傾斜地を生かした放牧や、鹿、イノシシ等の食肉をジビエ資源として積極的に

活用する仕組みづくりとあわせて、キウイフルーツなど新しい果樹産地の育成に取り組むことで、里山での新ビジネスの創出に向けたモデル的な条件整備を行うものでございます。

具体的には、12ページのポンチ絵をごらんください。

上段は、耕作放棄地を再生し、ゾーニングして利用する場合のイメージでございます。傾斜の緩い麓の部分を新しい果樹産地のゾーンに、中腹部分は亜熱帯性ネピアグラスを作付し、繁殖の放牧ゾーンに、さらに、その上の傾斜のきつい頂上までをジビエゾーンとして位置づけ、利用する計画でございます。

電気牧柵で囲まれた放牧ゾーンを中腹に置くことによって、野生鳥獣の緩衝地帯となり、麓の鳥獣被害の抑制効果が大きくなるものと考えております。

下段は、捕獲、運搬、加工、販売までを考慮したジビエ資源の活用イメージでございます。カメラ、センサー等のICTを活用した箱わなを設置いたしまして、無線を活用したネットワークシステムの情報に基づき、屠殺、運搬を行うジビエJAFが保冷コンテナで運搬を行います。

鮮度保持された捕獲個体は、食肉衛生法に対応した加工場におきまして、安全で高品質なジビエ用食肉として加工され、付加価値をつけた食肉として販路を開拓していく事業でございます。

11ページに戻っていただきまして、県の補正額は3,750万円を予定しておりますが、別途、日向市が825万円、都農町が1,425万円の補正予算を予定しているところでございます。

最後に、13ページをお開きください。

経営体育成支援事業であります。具体的に

は、14ページのポンチ絵をごらんいただきたい
と思います。

中ほどにありますように、人・農地プランや
農地中間管理事業を取り組む地域等を対象にい
たしまして、売上高の拡大など経営発展に取り
組む担い手が融資を活用して農業機械、施設等
を導入する際の融資残について助成金を交付す
るものでございます。

今回のT P P 関連対策の第1弾として、従来
の助成額が300万円、補助率が10分の3であつた
ものを、下にありますように、法人3,000万円、
個人1,500万円、補助率を2分の1に引き上げら
れたことから、今回、研究的に市町村からの要
望をとりまとめまして、13ページに戻っていただ
きますけれども、予算額として、T P P 関連
対策といたしまして5億1,000万円、通常分の減
額を合わせまして4億3,384万4,000円の増額補
正をお願いしております。

地域農業推進課は以上でございます。よろし
くお願いいたします。

○日高営農支援課長 営農支援課でございます。

お手元の歳出予算説明資料271ページをごらん
いただきたいと思います。

営農支援課の2月補正額は、一般会計で1
億940万5,000円の減額でございます。補正後の
最終予算額は、右から3番目の欄にありますよ
うに、24億3,736万6,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたしま
す。274ページをお開きいただきたいと思いま
す。

中ほどの(事項)農業金融対策費の1億4,526
万6,000円の減額でございます。

これは、説明の欄1にございます利子補給金
・助成金につきまして、農業近代化資金などの
融資額の確定なり、もしくは過年度融資分の繰
上償還等に伴いまして、補助金の額が確定した

ことによること、また、その下の4番目でござ
いますけれども、農業経営改善促進資金無利子
貸付金の融資枠が確定したことによるものでご
ざいます。

次に、275ページでございますが、上から2番
目の(事項)鳥獣被害防止対策事業費の3,548
万9,000円の増額でございます。これは、後ほど、
別冊の常任委員会資料で説明をさせていただき
たいと思います。

さらに、その下の(事項)農産物高品位生産
指導対策費の97万2,000円の増額でございます。

これは、下の説明欄3でございますけれども、
安全・安心農業技術実践事業におきまして、環
境保全型農業に取り組む面積が、当初予定して
ございました325ヘクタールから426ヘクタール
に増加したことに伴いまして、国の交付金が増
額したものでございます。

次に、環境農林水産常任委員会資料の15ペ
ージをお開きいただきたいと思えます。「みんな
で築く鳥獣被害に強い地域づくり事業」でござ
います。

この事業は、1の目的・背景にございますよ
うに、鳥獣被害に強い地域づくりを実現するも
のでございますけれども、今回、国の補正予算
におきまして、鳥獣被害防止総合対策交付金に
係ります捕獲対策の予算が措置されたというこ
ともございまして、関係事業の増額を行わせて
いただくものでございます。また、あわせまし
て、通常分の国庫補助決定に伴う減額をあわせ
て行うものでございます。

今回、増額をお願いする主な内容でございま
すけれども、右側の16ページのフロー図をごら
んいただきたいと思えます。

一番上の重点事項、鳥獣被害対策緊急プロジェ
クトと書いてございますところでございますが、

鳥獣被害対策につきましては、御案内のとおり、被害防止対策と捕獲対策、それから生息環境対策というこの3つの柱で取り組んでいるところでございます。

今回の補正予算につきましては、事業内容の真ん中の欄でございますけれども、一番下にございます破線でくくってございますけれども、捕獲活動に対する支援ということでございまして、1頭当たり8,000円を上限に交付金を交付する取り組みが補正措置されたというものでございます。

15ページに戻っていただきまして、2の事業概要でございますけれども、これまで捕獲対策といたしまして、補正額の欄でございますが、全体で1万5,361頭分の捕獲対策の予算を確保してございましたけれども、今回、市町村からの要望を踏まえまして、5,500頭分追加をすることで、増額分として4,400万の増額をお願いするものでございます。

また、その右側でございますけれども、補正要求額ということで、ネットあたりの分で、国の交付決定に伴います減額分がございましたので、その分を相殺いたしまして、補正要求額計のところでございますように、3,548万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

営農支援課は以上でございます。

○甲斐農産園芸課長 農産園芸課でございます。

歳出予算説明資料の277ページをお開きください。

農産園芸課の2月補正額は、一般会計で、4億3,764万1,000円の減額補正をお願いしております。その結果、2月補正後の予算額は、右から3番目の欄になりますが、11億5,171万1,000円となります。

それでは、主な内容について説明をさせてい

たきます。

1ページ、あけていただきまして、279ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)強い産地づくり対策事業費の説明の欄の1、強い産地づくり対策整備事業で2億3,497万3,000円の減額補正をお願いしております。

この事業は、JA日向におけるトマトの低コスト耐候性ハウスなどの3施設の整備を支援したものでありますが、国庫補助が不採択であった事業があったことや、入札残によります減額によるものであります。

次に、その下の(事項)施設園芸エネルギー対策事業費の説明の欄の1、施設園芸用燃料の木質バイオマス転換加速化事業で961万5,000円の減額補正をお願いしております。

これは、当初予定しておりました木質バイオマス暖房機の導入が見送られたこと等に伴う減額でございます。

また、2の地域資源循環型高収益施設園芸モデル構築事業で665万5,000円の減額補正をお願いしております。

これは、環境制御装置との導入と一体的なハウスの整備を支援したもので、入札残に伴う減額でございます。

次に、その下の(事項)活動火山周辺地域防災営農対策事業費であります。次の280ページをお開きいただきたいと思います。

1番上の行の説明の欄の1、活動火山周辺地域防災営農対策事業で7,606万1,000円の減額でございます。

この事業は、降灰被害防止、軽減等のための施設や機械導入を支援するものでありますが、これまでの桜島、新燃岳に加えまして、阿蘇山が事業対象地域となり、合計7地区で被覆施設

などの整備を行いました。入札残に加えまして、事業量が当初計画より少なくなり、減額となったものでございます。

次に、中ほどの(事項)みやざき米政策改革推進対策支援事業費の説明の欄の1、経営所得安定対策導入推進事業で85万3,000円の増額でございます。

これは、経営所得安定対策の実施に当たり、交付金の算定基礎となる作付品目や水田面積の確認作業等を行う農業再生協議会への支援を行うものでありますが、事業量の増加に対する国の追加内示に伴い増額するものでございます。

次に、その下の(事項)青果物価格安定対策事業費の1億277万2,000円の減額についてでございます。

これは、説明の欄の4事業におきまして、野菜価格の低落時に、生産者に対し、価格差補給金を交付するための資金造成を行うものでありますが、前年度に野菜価格が安定して推移したことなどの理由によりまして減額になったものでございます。

農産園芸課の説明は以上です。よろしく願いいたします。

○河野農村計画課長 農村計画課です。

歳出予算説明資料の283ページをお開きください。

農村計画課の2月補正額は3億2,058万7,000円の減額補正をお願いしています。この結果、右から3列目にありますように、補正後の予算額は76億2,790万円となります。

それでは、主な補正内容について説明します。285ページをお開きください。

下段の(事項)高千穂郷・椎葉山地域世界農業遺産活用発信事業費の4,962万6,000円の増額につきましては、後ほど委員会資料により説明

いたします。

次に、286ページをお開きください。

上段の(事項)国土調査費の1億3,703万2,000円の減額についてであります。これは国庫補助決定に伴うものでございます。

次に、一番下の(事項)土地改良事業負担金の2億731万4,000円の減額についてであります。これは、国営事業費の確定に伴うものであります。

続きまして、常任委員会資料の17ページをお開きください。

世界農業遺産関連事業として、平成27年度補正予算と平成28年度当初予算でそれぞれ新規事業のほうをお願いしております。ここでは補正予算の高千穂郷・椎葉山地域世界農業遺産活用発信事業について御説明いたします。

1の目的・背景にありますように、世界農業遺産の認定を受けた高千穂郷・椎葉山地域におきまして、伝統的な農法や神楽などの文化の保全・継承や、地域活性化に向けた地元の取り組みを支援するものであります。

18ページをごらんください。

ページの中ほどにありますように、補正予算では、国の地方創生加速化交付金を利用して、高千穂町を初め関係町村や世界農業遺産の国東半島宇佐地域のある大分県とも連携して、認定をどのように地域活性化に生かしていくのかといった戦略策定を初め、ロゴマークやホームページ等の広報宣伝ツールの作成や地域製品の販売促進などのプロモーション活動、さらには、大分県と連携した情報発信や物産フェアなどを支援することとしています。

これらにより、一番下にありますように、地域住民の意欲向上や交流人口の増加、地域製品の販売促進につなげていくこととしております。

17ページに戻っていただきまして、2の事業の概要にありますように、補正予算におきましては、予算額が4,962万6,000円で、事業期間は平成27年度であります。

次に、債務負担行為について御説明します。同じく常任委員会資料の3ページをお開きください。

(3)の債務負担行為の追加の表、農村計画課の土地改良事業負担金でございます。これは、尾鈴地区、西諸地区の国営土地改良事業の平成26年度実施分の事業費確定に伴い、負担金限度額の設定を行うものであります。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○竹下畑かん営農推進室長 畑かん営農推進室でございます。

常任委員会資料の19ページをお開きください。

議案第64号「国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例等を廃止する条例」についてでございます。

廃止する条例は、1にありますように、既に国営かんがい排水事業が完了しております大淀川左岸地区、都城盆地地区、尾鈴地区、綾川二期地区の4つの地区の国営土地改良事業負担金徴収条例でございます。

2の条例廃止の理由は、1にあります4地区の関係市町等の負担金につきまして、平成27年度までに全ての徴収が完了し、今後、負担金の徴収が不用となりますことから、今回、まとめて条例廃止するものでございます。

畑かん営農推進室につきましては以上でございます。

○甲斐農村整備課長 農村整備課でございます。

歳出予算説明資料の289ページをお願いいたします。

農村整備課の2月補正は、一般会計で21

億5,743万円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の欄にありますように、99億2,141万2,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。292ページをお開きください。

一番下の(事項)公共土地改良事業費につきまして、14億1,869万3,000円の増額をお願いしております。

内訳といたしましては、国の補正予算でありますT P P対策に伴う19億7,914万8,000円の増額と国庫補助決定に伴う5億6,045万5,000円の減額であります。

293ページをごらんください。

主な内容としまして、1の県営畑地帯総合整備事業及び2の県営経営体育成基盤整備事業におきまして、畑地かんがい施設の整備や農地の区画整理等を行うものでございます。

次に、一番下の(事項)公共農地防災事業費につきまして、1億6,493万4,000円の減額をお願いしております。

内訳は、国の補正予算であります防災減災対策に伴う1億1,476万5,000円の増額と、国庫補助決定に伴う2億7,969万9,000円の減額であります。

主な内容を説明いたします。294ページをお願いいたします。

6の県営農業用河川工作物応急対策事業におきまして、頭首工の整備等を行うものでございます。また、10の団体営農村地域防災減災調査計画事業におきまして、国庫補助決定に伴い減額となったものであります。

一番下の(事項)耕地災害復旧費につきまして、26億9,640万7,000円の減額をお願いしております。これは、台風や集中豪雨などによる災

害発生が少なかったことによるものであります。

次に、債務負担行為について御説明いたします。常任委員会資料の3ページをお願いいたします。

農村整備課、県営シラス対策事業(上本城地区)についてであります。

これは、国の補正予算に伴う防災減災対策の実施におきまして、28年度までの期間で、限度額2,152万5,000円の後年度負担が発生するため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○成原水産政策課長 水産政策課でございます。

お手元の平成27年度2月補正歳出予算説明資料の297ページをお開きください。

水産政策課の2月補正額は、一般会計で5億3,686万1,000円の減額、沿岸漁業改善資金特別会計で176万円の減額、合計で5億3,862万1,000円の減額補正をお願いいたしております。

なお、2月補正後の予算額は、一番上の行の右から3列目でございますけれども、一般会計、特別会計合計で23億1,396万9,000円となります。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。299ページをお開きください。

一番下の(事項)水産金融対策費3億1,895万9,000円の減額についてでございます。

もう1枚めくっていただきまして、300ページの上になりますけれども、これは、主に説明欄4にございます、信用事業譲渡を行った漁協の経営を支えるため、信漁連と連携して低利融資を行う漁業協同組合機能・基盤強化推進事業におきまして、融資額が確定したこと等により減額となったものでございます。

次に、中ほどの(事項)資源管理対策費1億5,993万9,000円の減額についてでございます。

これは、主に説明欄3の宮崎県内水面振興センター経営基盤強化対策資金におきまして、センターの経営安定を図るため、短期運転資金としまして、当初予算で2億円を用意しておりましたところ、5,000万円の融資実績となりましたので、減額するものでございます。

次に、302ページをお開きください。

一番上の(事項)水産試験場管理費1,436万1,000円の減額についてでございます。

これは、水産試験場本場及び漁業調査船みやぎ丸の維持管理経費等の執行残でございます。

次に、303ページをごらんください。

特別会計の(事項)沿岸漁業改善資金対策費176万円の減額についてでございます。

これは、貸付金の返済に伴いまして、貸付金元金収入額が確定したこと等により、貸付額の減額補正を行うものでございます。

水産政策課は以上でございます。

○田原漁村振興課長 漁村振興課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の305ページをお開きください。

漁村振興課の2月補正額につきましては、一般会計のみで1億191万1,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目でございますが、33億438万5,000円となります。

それでは、主な内容について御説明をいたします。307ページをお開きください。

一番下の(事項)漁港管理費の808万1,000円の減額についてであります。

めくっていただき、308ページの説明欄をごらんください。

これは、漁港・海岸の維持保全など管理業務

に要する経費であります。主に、2、漁港海岸管理費における海岸漂着物処理費用等の執行残に伴い減額するものでございます。

次に、その下の(事項)水産基盤(漁港)整備事業費の1億2,468万1,000円の増額についてであります。

これは、漁港の安全性を確保するとともに、漁業生産基盤としての機能向上を図るために漁港整備を行う事業であります。国庫補助決定等に伴い増額をするものでございます。

次に、下の(事項)漁港災害復旧事業費の1億4,649万9,000円の減額、及び次のページの(事項)水産施設災害復旧事業費の5,298万3,000円の減額についてであります。

これは、漁港施設及び水産施設におきまして、台風等による災害が発生しなかったため、減額するものであります。

最後に、議案46号の債務負担行為についてでございます。常任委員会資料の3ページをお開きください。

水産基盤(漁港)整備事業についてですが、国の緊急経済対策の実施に伴う補正予算に、平成28年度までの期間で、限度額1億4,800万円の後年度負担が発生するため、債務負担行為設定をお願いするものでございます。

漁村振興課は以上でございます。

○坊藪畜産振興課長 畜産振興課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の311ページをお開きください。

畜産振興課の2月の補正額は4億417万5,000円の減額補正をお願いいたしております。その結果、補正後の予算額は、右から3列目でございますが、21億2,827万7,000円となります。

それでは、主な内容について御説明をいたします。313ページをお開きください。

下から2番目の(事項)畜産団地整備育成事業費のところの欄の1、畜産競争力強化整備事業でございます。2億8,146万5,000円の減額についてでございますが、この事業は、市町村や地域畜産クラスター協議会を行います畜産生産基盤強化のための施設整備等を行う事業であります。国庫補助決定に伴い減額するものでございます。

次に、314ページをごらんください。

上から3番目の(事項)畜産物価格安定対策事業費、1の鶏卵価格安定特別対策事業、564万2,000円の減額についてでございます。

この事業は、鶏卵価格の低下時に価格差補填を行うための生産者積立金に対して一部助成を行う事業でございます。想定しておりました年間契約数量より実績が落ちたことによりまして減額することとなったものでございます。

最後に、このページの一番下、(事項)公共畜産基盤再編総合整備事業費の、次のページ、315ページの一番上になりますが、事業の1の畜産基盤再編総合整備事業1億138万円の減額についてでございます。

この事業は、畜産主産地の再編整備等のための畜産公共事業でございます。国庫補助決定に伴い減額するものでございます。

畜産振興課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○久保田家畜防疫対策課長 家畜防疫対策課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の317ページをお開きください。

家畜防疫対策課の2月補正額は1,414万円の減額補正をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、右から3列目ですが、7億5,738万8,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。319ページをお開きください。

上から5行目、(事項)家畜防疫対策費のその下、説明の欄でございますけれども、4の強い防疫づくり総合対策事業117万4,000円の増額についてであります。

この事業は、農場での防疫資材等の導入助成や、県で防疫研修会等を開催するものであります。このうち農場での防疫資材等導入助成につきまして、国庫補助決定に伴い150万円の増額を、また、研修会の外部講師費用等が減額となりましたので、この差額分を増額するものであります。

次に、2番目の(事項)家畜衛生技術指導事業費の3の獣医師確保対策強化事業563万8,000円の減額についてであります。この事業は、県職員獣医師の安定確保を図るための事業であります。修学資金の共同負担者であります国の貸与枠が縮減されたことに伴い減額するものでございます。

最後に、このページの一番下、(事項)家畜保健衛生所費の1の家畜保健衛生所管理費483万6,000円の減額についてであります。

これは、家畜保健衛生所の維持管理経費の節減等に伴い、減額するものでございます。

家畜防疫対策課からは以上であります。よろしく願いいたします。

○渡辺委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終了しました。

議案についての質疑はございませんでしょうか。

○右松委員 委員会資料、最初の1項目からいきなりたいと思いますけれども、プラスJETROで攻める輸出拡大産地育成事業で、事業規模として、補正で1億2,440万ということで、そのう

ちの9割が「日本初! JAPANキャビア海外展開加速化支援事業」で、ここが大きな柱になってくるのかなと思っています。

この事業の配分のことから、これから本格的にキャビアを海外展開に持っていこうというのが、非常に強い思いが伝わっているところでございます。

とりわけ、やはりインバウンドとか海外展開していく上でHACCP対応していくというのは非常に有効で重要なところだと思っています。

例えば畜産にしても、県内全ての食肉処理、あるいは加工施設がHACCP対応になってまして、県外から高い評価をしているわけでありまして、そういった意味では、このHACCP対応加工施設整備ということで、非常に期待をしているところであります。

これは、具体的に整備場所としては、小林の県有施設になるのか、このあたりをちょっと教えてください。

○成原水産政策課長 ただいまのキャビアの製造につきましては、委員御指摘のとおり、小林の内水面支場のほうで、研修技術を兼ねながらやっておるところでございますけれども、そこが手狭になったと。それから、キャビアがこれから増産をするということが明らかになってきましたので、キャビア事業協同組合のほうで、土地の選定については進めておりまして、そのキャビア組合の選定の状況を今待っているところで、宮崎市内のいずれかの場所と聞いておるところでございます。

○右松委員 わかりました。

補正で上がってきてますので、ほぼ、およそ固まっているのかなと思っています。

それで、2つ目でありますけれども、その中で具体的に海外展開をしていく中で、やはりプ

ラスJETROということでありますので、JETROを積極的に連携をしていくことになろうかと思っているんですが、例えば地域のターゲットであるとか、JETROとのその連携の中身、それは今後の展開の話ですけれども、そこ輸出における具体的な輸出額の目標とか、先の話かもしれませんが、そこまで、ある程度描いているのかなと思っていますので、そのあたりを教えていただければありがたいです。

○原ブランド・流通対策室長 まず、プラスJETROとの連携関係でございますけれども、具体的に、まず産地の人材育成面等を強化したいということございまして、輸出の産地に対するセミナー等の開催とか、あるいは他国の残留農薬基準に対応した分析技術の確立のための実証など、そういうふうなものについては、JETROの専門家等のアドバイス等もいただきながら、産地の体制づくりに努めていきたいと考えているところでございます。

○右松委員 事業効果で、26年の17億6,000万を28年度21億ということでありますので、こういったところを活用しながら、分析センター等を活用しながら、こういった目標に到達していくのかなと思っていますので、ぜひ頑張りたいと思います。

○押川委員 EU向け輸出可能農場の特定に向けた事前分析、これは具体的にどういうことをしていられるものなんでしょうか。

○原ブランド・流通対策室長 これは、輸出に先駆けまして、重金属とか、あるいはステロイドとかそういう残留物質の事前の調査を行っていききたいと考えているところでございます。

○押川委員 それはわかりましたけれども、今の、県内では、EU向けの輸出する加工場がないということですから、ここらあたりの調査と

か、そういうあれば、全くこの中には入らないということではないですか。

○坊菌畜産振興課長 この事業の中では、EUに向けて、今後輸出できるように、EUはモニタリングが結構厳しくなってますんで、そこを事前にちょっと調査をしようということで、施設の調査は、この中では考えてございません。

○押川委員 わかりました。そういう中で、今後、できることなら、やっぱり本県からEU向けの輸出というのは、これは大事でありますから、しっかりそこらあたりも、今後また、次年度に向けて、調査も入れてやっていただくように要望をお願いしときたいと思います。

○黒木委員 これは、JETROを活用した新たな輸出品目の確立に向けた取り組みを行うと。現在、もう既にJETROを活用した輸出の取り組みは、どのような作物があるんでしょうか。

○原ブランド・流通対策室長 これまでJETROにつきましては、宮崎に貿易情報センターができましたのが昨年10月でございます。

それまで、例えば国外の香港のJETROの事務所とか、あるいは福岡の事務所とかを活用しながら連携とっていってくれるところがございますけれども、具体的には、商談会をJETROが行って、そこに対する出店等を県内の出店者が行って、地元というか、各外国でそういうPRとか、取引拡大等の取り組みを図っているところでございます。

○黒木委員 これまで、例えば海外にいろんな宮崎の産品を見たいというときは、JETROで指導を受けて取り組んでいるといったことが、あったんですね。今度はもう、直接事務所ができたから、それを利活用して取り組もうということだと思ふんです。

それから、クレアのシンガポールの所長が今、

前の橋本総合政策部長がなっておられますし、宮崎からも1人、東京事務所から元気のいい女性を派遣されていますけれども、それから、アドバイザーの方もおられますよね。そういう人たちの連携、それとJETROの関係は、どのようなことになっているのでしょうか。

○原ブランド・流通対策室長 JETROにつきましては、海外56カ国と書いておりますけれども、今54カ国ですけれども、そういう事務所を置きながら、実際に現地の情報等を集めたり、あるいは具体的なニーズの情報等をいただいたりしているところですが、具体的な商談とかになりますと、現地の、県でアドバイザーを委嘱したりして、商談等の具体的な輸入業者、あるいはそういうところの販路開拓等にアドバイスをいただいているところでございます。JETROあるいは、委員おっしゃいましたクレア、それからアドバイザー、それぞれの持っている情報等を十分活用させていただいて、販路拡大に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○黒木委員 クレアとの関係というのは、クレアは自治体と相談に応じると考えていいんですか。

○原ブランド・流通対策室長 基本的に、クレアにつきましては、自治体の活動支援ということでございますので、実際に、市町村なり、そういうところから取り組むことに対する支援をいただいているというふうでございます。

○有岡委員 キャビアという大きなPR効果があるわけですが、例えば、生産者の立場から見たときに、キャビアをつくるときに加工場をつくる。そうすると、卵をとった後の肉が4トンぐらい、毎年余るといふ雰囲気ですね。この肉とセットで、例えば海外に輸出、機内食でキャ

ビアとシロチョウザメの肉とか、今後育てるロシアチョウザメ、こういったものをセットで加工して6次化でやっていこうとか、そういうプロモーションの中のイメージ等はあるのでしょうか。

○成原水産政策課長 既に、キャビアと、それから魚肉、両方ともANAのほうに採用いただいたということもあり、具体的に決まっているわけではありませんけれども、今後とも両者のよいところを組み合わせせてアピールを続けていきたいと考えております。

○有岡委員 特に、シロチョウザメの中に、健康にもいい部分もあるらしいんですね。ここなんか、やっぱり、ぜひプロモーションの中で訴えられると、もっと広がりができるよなと思いますんで、よろしく願いいたします。

○渡辺委員長 いかがでしょうか。関連ないようでしたら、ほかのテーマでもお進みいただいて結構です。

○押川委員 農で呼び込む移住・UIJターンであります。県立農業大学校を活用した中で、都市からこういうUIJターンをひとつ活用して本県に呼び込むという形になるわけでありすけれども、これは、例えば農業であればどういふ……。例えば品種、品目あたりで入ってくるのか、計画とか、相談でのやりとりとか、そういうのはどういう状況でやっていかれるおつもりなのか、お聞きをしておきたいと思います。

○大久津地域農業推進課長 このUIJターンにつきましては、今、ひなたセンターができましたので、こちらと連携しながら。ただ、多いのは法人就農という希望者が即就農確実ということが多くはありますけれども、それ以外にも多様なスキルを持った、例えば営業ですとか、ITが得意だとか、いろんな分野の人材を、法人さ

んが求めておりますので、そういった方をしっかりマッチングするのと、また、一方ではJA就農という希望がございます。これは、個々の希望に応じて、そういった方たちの研修をしっかりと、農大校の研修センター、実践塾、こういったところとか農協等の研修所でしっかりと応援しながら、その就農定着に結びつけたいと考えております。

○押川委員 それぞれひなたセンターで相談をされる中で、その人が希望するところに、とりあえずは紹介すると。そこで、大学校を中心に、そういったプログラムの中で、農業なりITなりをマスターしてもらって、それぞれ、今度就農に向けていく方向でしょうけれども、例えばこの研修期間というものは何年間ぐらいを設けてあるんですか。

○大久津地域農業推進課長 U I J ターンで、都会での人材派遣につきましては、約半年ぐらいかけまして、宮崎の農業講座を設けまして、しっかり本気で就農したいんだといった方々を引っ張るための講座を設けて、そこで半年ぐらい就農された方々を地元宮崎のほうに引き連れて、宮崎の実践塾ですと1年間という講座がございます。そういったものとか、宮崎中央農協さんとか、いろいろ農協さんとか、市町村でもいろんな研修スタイルを持っていますので、そこに合った形で研修いただいて、その後、法人就農されたり自営されたりという手続の中で、期間は基本的に設けておりません、個々の対応でしていきたいと思っております。

○押川委員 わかりました。鹿児島県の志布志でピーマンを中心にこの事業をやってるんですよ。ここはもうピーマンだけに限ると。そして夫婦、そして500万の貯金で1年間研修をして、その後、2年目はその農場で自分の実績であたっ

て、もう経費を引いた部分は自分で所得として生産に励んでもらうと、そういうやり方だから、結構一生懸命やっていかれるということでありました。

何かそこあたりに工夫がないと、ただ単に来てください、何百何十人来たと。これが本当に残るかという、なかなか難しい部分があるのかなという気がします。

鹿児島のように、しっかり目標を持って来られる方が、やはりそういうことでしっかり営農をマスターされて、所得を上げて、そこに住むんだという、やはり強い思いがないと、なかなか事業はされても、それが本当のこの果実としてなるかなという気がしますから、そこらあたりもしっかりこの中で研修をしていただいて、やはり宮崎に来てもらう、そういう形の中でやってほしいなと要望しておきたいと思いません。

○大久津地域農業推進課長 今、御質問ありましたように、私どもとしても、資料の10ページでございますが、中ほどに地域における3つの受け皿づくりということで、取り組みIということで、今、委員がおっしゃいましたように、行政主体なり、JA主体の、やっぱりそういった研修期間、これは、一応しごと創生公社という仮称でしておりますが、やはり鹿児島の志布志のようなスタイルを市町村とかJAさんでもやりたいという御意向がございますので、これを、しっかり具体的にしていこうと。この事業を希望する地区で、今から宣伝しながら、そういったスタイルを受け皿として、しっかり確保していきたいと思っております。

○押川委員 せっかく、今、県挙げてU I J ターン取り組みやってるわけですから、そういう方向で、ぜひお願いをしておきたいと思

います。ありがとうございました。

○黒木委員 今、言われました、この5つの目標の公社ですけれども、これは、まだ場所は決まっていけないわけでしょう。

○大久津地域農業推進課長 これは、地方創生加速化交付金をお願いしております、今、国のほうに申請して、まだ決まっていない段階です。まだ市町村についても希望は、一応いろんな話を聞いておりますが、まだ具体的に決定は、3月末の国のおりた時点で、その後、市町村とかの協議になろうと思っておりますので、まだ、今のところ決定とは至っておりません。

○黒木委員 これ、いわば公社とかそういったもののところの働き手という者が中心かなと。先ほど、自営農家とか言われた自立経営みたいな農家。例えば宮崎県のU I Jターンで農業についた人で、自立経営している人、それから農業公社とか企業、法人で働いている人、どういうぐあいですか。

○大久津地域農業推進課長 平均ベースで申し上げますと、例年大体300名、毎年新規就農者がございます。そのうちの約半分、150名近くが法人への就農でございます。残りが自営就農という形で、そのうちの後継者での就農と新規参入という形でございます。それが、約半々ぐらいでございますが、基本的に、その中の300名の中で、詳細はまだまだ分析ができておりませんが、Iターンみたいな形で来られる方が、平成26年は300名と申し上げましたけれども、ちょっと離職就農とか少なくとも260名の分析でございますが、そのうちIターン者が41名という実績になっております。

こういったところが、今回U I Jターンとかを、ことしから少しずつ取り組んでおりますので、そういった都会からいろんな業種、スキル

を持った方たちを呼び込むという機運は盛り上がっておりますので、数字的には27年度、28年度、だんだんふえてくればいいかなと思っておりますのでございます。

○黒木委員 前に、ふるさと回帰支援センターに行ったら、20代とか30代の若い女性とかが、地方に来たいのだと、地方で農業をやりたいと、そういう人が、びっくりするような人が多いと、それもと田舎に来たいというような話も聞くわけですよ。

そういう人たちというのは、基本的にはIターン者が多いんですが、いわば都会で、言い方は悪いですが、資本主義の駒として働くよりも、もっと自由に自然の中で働きたいと、自分で自立経営を、厳しいけれども、そういうものを目指すといる人が多いと思うんです。

例えば、今度、国勢調査のこの5年間の人口推移で、九州内で人口増加率が2番目に高いのがトカラ列島の十島村、極めてど田舎の、行ったことないですけども、不便なところだなと思うんですが、そこが六百何十名が七百何十名、101人ぐらい5年間でふえた。人口が600ぐらいが700といたら、すごいことなんです。

基幹産業が和牛の放牧であるというようなことで、そういったものを、何か受け皿みたいなものをつくと、条件が悪くてもかなり移住してくるという可能性はあると思うんですけども、そこは、2年間なり、日当7,000円ぐらい保障してやって、延長は5年ぐらいするらしいんです。

ただ、一つ問題は、やはり近くに学校がないでしょ、高校がないでしょ、高等教育の壁と、診療所はあっても看護師さんしかいないとかいうところもあるでしょうから、救急医療の壁、そういったのにぶつかったときに帰るかもしれ

ない。

例えば、隠岐の海士町でも移住者は多いけれども、結局、安定した所得がなくて帰った人が相当いるんです。そういったものの対応ということで、宮崎県は考えているとは思いますが、そういった者の受け皿づくりというのが非常に重要になってくるのではないかなとも思うものですから、やっぱり、そういう最低限の所得対策というか、そういったものをしっかり、いろんな試験機関とかを総動員してつくっていただきたいなと思うところですが、どうですか。

○大久津地域農業推進課長 委員おっしゃるとおり、U I Jターンで希望が多いのは、やっぱり条件のいいという平場の沿岸畑が多いんですが、中山間地域、条件の悪いところでもしっかり受け入れるためには、この受け皿づくりということの、このしごと創生公社みたいなことを首長さん方とも御相談しながら、しっかりそういった受け皿があれば、思い切って行こうかなという方が結構おられます。そういった方たちをしっかり呼び込んで、あとは、その人たちがその公社で働いて、実践しながら、地域の農業に根差していただくと、いろんな形で活躍する場、こういったものに広がるような形を、今回の事業の中で、うまく市町村やらJ Aさんと連携して、新しい宮崎発でこういう取り組みができればいいなと思っております。

○右松委員 私も同じなんですけど、農で呼び込む移住・U I Jターンということで、全般的にちょっと一つ伺いたいのは、今年度の事業の中で、人材派遣大手、就労の大手のパソナとの連携で、宮崎県から受託をした移住、U I Jターン強化事業の一環で連携組まれて、そして、宮崎県への就農を通じたU I Jターンを望む方を

対象に、10月17日と、それから12月19日に説明会を開催されていると思います。

まず、その結果というか、成果とか、そんな手応えとかを教えてもらえばありがたいです。
○大久津地域農業推進課長 今、委員おっしゃいましたU I Jターンに伴います就農講座というのを東京でパソナと連携して、11月から3月19日まで15回、毎週土曜日、大体半日、3時間から4時間程度の講座をやりました。毎回毎回変動はありますけれども、これに毎回参加される方も含めて三十数名おられまして、その中でも、ことし移住しようという方向でおられるのが14名ぐらい。私どもが今までの相談会とか何かで、ワンタッチでやるのでは1人、2人見つけるのが最高でしたけれども、今回はこういう形で、割と、まだ決定ではないんですが、そういう意向を示していただく方がかなり歩どまりが高いんじゃないかということで、この講座を、来年度もできれば充実させた形でやっていきたいと思っております。

○右松委員 大変すばらしい、それだけの半数近くの方が移住したいと思ってくくださるというのは、本当に大きな事業成果だと思っております。

それで、2つ目ですけれども、就農に当たって、やはり相当な決意が——こういった法人就農であれば、また別ですけども、個人でやはり、あるいは家族で宮崎に移住して就農するとなると相当な覚悟が必要だと思います。

そういった中で、行政のバックアップとして、これは三重県なんですけれども、三重県でU I Jターン、農業でされる方に、農具、機材ですね、このあたりで1件80万円まで助成するといった、そういった補助制度が設けられております。

本県もいろいろと取り組まれておられると思いますが、そういった個人や家族で宮崎で就農

される方に対する農機具とか、その辺の機材関係の貸し出し、あるいは助成関係、今どうなっているのか教えてください。

○大久津地域農業推進課長 私どもの事業では、新規就農者全般についてU I Jだけではなくて、しっかりそういった対象になる方については、資金の助成ですとか、先ほど、冒頭御説明しました青年就農給付金とか、いろんな多様なスタイルと、あと実践をちゃんと習得するための、技術を習得するためのみやざき農業実践塾ですとか、そういった研修機能も強化しております。

そういった形の中で、就農分といたら農政でやっていきますけれども、先ほど来、各委員からもおっしゃいますように、こういった人たちを呼び起こすには、教育の問題と住宅の問題が、やっぱり、かなり大きな課題でございます。

そういったところは、今回のU I Jターンということで、市町村のそういった住宅、U I Jの企画運営をする部署とも連携しながら、農政の就農と、そして移住、しっかり定着、こういったところを農政だけじゃなくて、農政外の市町村の枠も一緒に連携しながら、しっかり確実な形で定着、定住まで取り組むような形を、今回の事業の中でしっかり検討していきたいなど、また組み込んでいきたなと思っております。

○右松委員 最後に、元国家公務員がマンゴー農家として綾町にIターンされた。その方がおっしゃるのは、やはり3年、もう生活が大変だということで、3年はもう食べれない、食っていけないということを感じて来られて、1年目が農家さんで研修されて、2年目で土地と、それからハウスとか準備を進めて、お金もどんどん減っていくわけです。3年目で、こうきたわけですけれども、やはり、この農協研修ということで、この取り組みの中で、取り組みIで

あるとか、あるいは農大との連携とか、非常に、やはり直接的に就農していくプログラムとしては、非常に素晴らしいスキームだなと思ってます。

あとは、このモデル地区をいかに横展開していけるかという、そこも非常に、これはどの分野でもそうだと思うんですけども、畜産でもそうですけれども、モデル分野、いかに広げていけるかと、その辺当たりの考えを、最後にお聞かせ願いたいと思います。

○大久津地域農業推進課長 今、委員おっしゃいましたように、いかにこのモデルをしっかりと組み込んで構築するかということだと思っています。

10ページの受け皿づくりの取り組みIにありますように、ことし一応やりたいという希望のところは5地区を予定しておりますが、来年度以降についても、今のうちから、次の候補を見つけながら、今のモデル地区をしっかりと体制つくるのとあわせて、同時並行で、次の候補もある程度しっかりと、そういった勉強を市町村からモデル地区との連携といいますか、いろんな勉強会とかもしながら、それが安定的に横展開できるような形で、システム化していきたいなと思っております。

○太田委員 この中で、のれん分け法人の関係ありますよね。5社とかは、もう具体的に出ているようですが、商売人の場合ののれん分けというのはわかりますが、農業法人関係ののれん分けとかいうのはイメージ的にはどんな感じになるんですか。

○山本連携推進室長 先ほどありましたように、新規就農者の半分は農業法人に就農すると、就職するという状況でございます。これらのほとんどの方は、いずれは独立したいと、自立したいという夢を持っていらっしゃいます。そのと

きに、この方々がマスターしているのは、大規模な農業法人のスキルを持ってらっしゃるんですけども、これを家族経営規模の就農にしていまいますと、非常にスキルが生きてこない。この方々も雇用型の経営をスタートさせるということで独立させたいということで、初期投資にかかる部分を支援をすることで、大規模法人からスピンアウトする人たちを助けていきたいと考えています。

○太田委員 わかりました。具体的に5社というのは、目標値でしょうか、書かれてありますが、もう本当にそういう方向に具体的にイメージされているのはあるんですか。

○山本連携推進室長 基本的に、今、御相談受けているのは5社以上ございます。多くの法人から、のれん分けを進めたいということは聞いておりますけれども、やはりその事業がどこまで煮詰まっているかと、これは単年度事業ですので、そこをブラッシュアップしながら選定を進めていきたいと考えております。

○渡辺委員長 よろしいですか。ほかのテーマでも結構ですが、いかがでしょうか。

○有岡委員 委員会資料の2ページの繰越明許費の事業の中で、農村整備課についてお尋ねしたいと思います。要するに第1四半期の仕事とか、年間を通した事業の発注の平準化、こういった話題がよく出るんですが、例えば、こちらで出てる公共土地改良事業とか41件、耕地災害復旧事業51件、工期は来年の3月とか、ことしの12月まで期間が長いんですけども。こういったものを、例えば、できるだけ第1四半期に出していこうとか、そういった動きというのは、今後の取り組みとして考えてらっしゃるのか。

要するに、忙しい時期になると、入札不調が

起きたり、そんなこともあったわけですから、そういった意味で、できるだけ早い時期に出していけるような工夫がしてあるのか、そこ辺の考え方だけでも結構ですが、お尋ねしたいと思います。

○甲斐農村整備課長 農村整備課で、今、ここ6事業を計上させていただいておりますが、今回の国の補正により、増額補正をお願いしている分以外につきましては、ほとんどがもう既に発注しております。3月発注済みか、3月までに発注する予定でございます。

あと、今回、国の補正をいただいた分につきましても、可能な限り早期に発注することです。第1四半期までに、多くの量を発注していきたいと考えておるところでございます。

○徳重委員 さっきから出ておりますが、U I J ターンの事業ですが、就農をしていただくということになりますと、もうそこでずっと継続的にやっていかなきゃならないわけで、私は、この作目で、あるいは家畜は家畜でいいんですが、1人では、幾ら技術を磨いてもなかなかうまくいかないと、こう考えますときに、本会議でも質問もさせていただきましたが、集団の中に入れていただけるような体制づくり、キュウリならキュウリ、トマトならトマト、あるいはピーマンならピーマン、そういった団地に入っただけのようなシステムをつくっていかないと育たないんじゃないかと。一生懸命やっても、1人ではいろんなことで悩み苦しみ、そして、もうやっぱりいかんということでやめてしまう可能性が非常に高いと思うんです。

そこ辺の考え方があるのか。農業はもちろん楽しいよということで、最初は飛びついて、いけるんじゃないかなと思ってやりかけても、同じ仲間がおって、助けてくれる、知恵を出して

くれるいろんな形で育てていかないと、長くずっと継続的にやれないと思うんです。都城でもそうですが、庄内地区にハウスをやってらっしゃる方で、こうして入ってこられた全く初めての方だったんですが、やはり地域の人が盛り立て、周りの人が支えて、それは立派に経営者になって、今頑張っているんですが、そういう体制づくりを最初からやっていかないと、あなたがいいところに行ってやんなさいよと、準備しますよというようなことではいけないと思ってるんですが、そういう考え方はどう理解されてますか。

○大久津地域農業推進課長 委員おっしゃるとおり、個別の自営就農という方もおられますけれども、かなり厳しいところがございます。だから、先ほどのU I Jターンの中で受け皿づくりということで、一つは、しごと創生公社というのは、志布志みたいな形の団地化した新規就農施設、ここで働いていただく。

あとは、一方では、法人ののれん分けという、こういう雇用の中でしっかり学んでいただいて、その後、しっかり5年、10年と技術を学んだ後に自営に結びつける、こういうシステムが一番重要だろうと思っておりますので、そういったものを、今回の国の事業で、いろんなハウス整備とか団地整備がありますので、それらと連携しながら、そういった方向を重点的に推進できるような形で進めたいと思っております。

○徳重委員 ぜひ、そういう形でやっていただきたいなと思っております。でないとな長続きしないと思っておりますし、もうかれば後継者は育ってきますので、もうかる農業を実践していただくということ、そして、みんなもうかってもらわなきゃ、1人だけよくてもいけないと思うんです。全体がいいからこそ、後継者も育ってく

ると思いますので、ぜひ、ひとつ大変な取り組みだと思いますが、よろしく願いしておきたいと思います。

○渡辺委員長 よろしいですか。そのほか、いかがでしょうか。

○黒木委員 委員会資料の11ページの、みやざき里山新ビジネス創出モデル事業ですけれども、この事業主体、民間企業というのはどういう企業なんでしょうか。

○山本連携推進室長 特にジビエのほうなんですけれども、出口がなかなかないと、加工のノウハウが本県にないということもございますので、その辺のノウハウを持ってらっしゃる一般社団法人日本イノシカ6次産業化協会というのがございますので、そこなどと組みながら、あと大手の居酒屋チェーン店等でどういう食肉であればジビエとして使っていただけるのか、そういう視点も入れながら事業を進めていきたいと考えています。

○黒木委員 わかりましたが、この日向、都農町があって、川南がないのはなぜかなと思うんです。といいますのは、切原ダムがあるところは、都濃、川南でしたか。あそこを見にいったら、ミカンをもう放棄したところに猿の群れがおって、こうしてすごいですわ。だから、もし、都濃、日向市でミカンの栽培したところであると、川南が本当にサファリパークになるんじゃないかと。(笑声)

そういう心配したもんですから、余計な心配かもしれませんが、対策はとらなければいけませんけれども。

右にあります絵の、新果樹ゾーンというのは、これはブドウでしょうか、キウイでしょうか。

○山本連携推進室長 都農町で推進されているキウイフルーツを想定しています。

○黒木委員 高速で都濃に入るところの入り口にあるようなキウイですか。新しく植栽されたところがありますけれども。

○山本連携推進室長 あそこが、ニュージーランドのジェイス社というところが、マイキウイ社という現地法人をつくって、トライアル圃場ということで、今6.4ヘクタールのキウイフルーツ農園を整備しております。

この事業は、11ページの下のほうに書いておりますとおり、昭和47年ぐらいから、ミカン団地ということで652ヘクタールのミカン園整備しております。

そこにありますように、遊休農地が日向市で87ヘクタール、都農町204ヘクタールということで、かなり荒れているということで、我々としては——御案内のとおり、今度、耕作放棄地については課税が強化されるということもありますので、何とかこの大規模な団地を再利用できないかというところで、場所を絞って事業を仕組んだということになります。

当然ですけれども、傾斜地の山の中に緩傾斜地のところを選んで、キウイが植栽できるところに柵をかけていこうということを考えています。

○太田委員 これ、ゾーニングによる山というかり山の事業ですよ。ゾーニングというのが、やっぱり今から本当に考えていかないかんことかなと思って、新規事業ですから、この成果、効果は、ぜひ出していただきたいんですよ。

それで、このジビエゾーンのところ、ここあたりに環境森林部あたりとも何か連携して、いわゆるスギ山だけじゃないような天然広林でもするような場所でもつくって、雑木やいろんなヤマイモとか、なぜか自然に生えてくるような、イノシシは山に登ってくれというような感じの

ようなものをつくらないと。これだけでは失敗と言ったら申しわけないけれども、山のジビエゾーンのところのあり方も環境森林部と何かこううまく連携したほうが、私は成功する率が高いと思うんです。

だから、ぜひ、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。これはもう50年、100年単位でやらんと、なかなか山の形は変えられんとは思いますが、何かそういう展望を持っていただいたらいいかなと思う。ぜひ、これは期待しております。

○山本連携推進室長 ありがとうございます。一朝一夕にできるとは思っておりませんが、議場でもありましたとおり、総合政策部のほうもジビエ関係に要する予算を出しておりますので、連携をしながらしっかりやってまいりたいと思います。

○黒木委員 今、耕作放棄地の固定資産税のことがありましたけれども、先ほど説明にありました歳出予算説明資料の268ページにあります中山間地域等直接支払制度推進事業。いわゆるこの制度利用もしないで、これがふえたという説明がありましたけれども、これは、どこの地域がふえたのかわかりますでしょうか。どこが一番ふえたのか。

○大久津地域農業推進課長 市町村については、県北地域の市町村において、結局高齢者によりまして、今まで共同利用で守ってきた土地をなかなかカバーできないというような市町村がございまして、そういったところを中心に減っておりますが、具体的に一番交付金的に多いのは、やはり高千穂、美郷、椎葉、こういったところが一番事業も多くございまして、その分で減っております。

○黒木委員 結局、つくる作物がないというか、

高齢化もした、つくっても、いわゆる関係作物というのはなかなか難しいと。先ほど、人口増加、九州内で2番目が十島村と言いましたけれども、人口減少のトップの10位に、5番目が西米良村、6番目が美郷町、7番目が五ヶ瀬町、10番目が日之影町で、トップ10に宮崎県が4町村入っているわけですね。やっぱり、これを考えたときに、私の住んでるところの周りも、もうさびて減少率が高いんですけども、やっぱりここをどうするかというと、人口減少を食い止めることは極めて難しいんですけども、残った人が何とか地域を守っていく。いわゆる伝統芸能とかを守れるような、そういう何かの営農の仕組みができないかなとつくづく思います。

宮崎県の減少率の要因が、九州の4つ入るといのは、これは考えていかなければいけないし、3番目と4番目が五木村と球磨村ですから、大体あの辺に、あの山岳地帯に集中しておるわけですね。だから、そこに住むなと言われればそうですけれども、何とかやっぱり地域を維持していくための何らかの営農の仕組みというものを、ぜひ、今後いろいろと考えていただきたいなと思ったところです。

○右松委員 15ページの鳥獣被害関係なんですけど、事業内容の③鳥獣被害総合対策交付金関係事業であります。

ジビエの観点から、ちょっとこれを伺いたいことが1点ありまして、一般質問でも申しあげましたけれども、国が大きく動き始めてきている中で、その制度をフルにといいいますか、活用してくださいということで申し上げたところなんですけれども、28年度の鳥獣被害防止総合対策交付金の中で、地域リーダーとか対策コーディネーターとか、対策手法確立でありますとか、この辺はあるんですけど、例年どおり、昨年もある

りましたけれども、今年度から鳥獣利活用推進支援事業ということで、新たに交付対象となる交付金の額が5,000万円以内ということで盛り込まれてます。

それで、御承知のとおり、書類審査が3月下旬に行われて、最終決定の連絡がことしの3月下旬に予定されているということでありましてけれども、現在、この交付申請関係とかがどういう状況なのかを教えてください。

○河野食の消費・安全推進室長 中山間・地域政策課の事業であると思うんですけども、ジビエを地域の特産品としてやっていくための事業として、みやざきジビエ普及拡大推進事業というのを、今、上げているところであります。

これにつきましては、まだ確答はもらっておりませんので、うちの営農支援課の事業として、来年度事業と入れてる部分と、この今回ジビエ普及拡大推進事業で国のほうに上げている事業と調整しながらやっております。

○右松委員 この資料なんですけどね、27年度がこちらで、28年度の鳥獣被害防止総合対策交付金、この事業の中に新たに新規が入ってます。このあたりが、活用が進んでいけば、それで構いませんので、しっかりと今年度3月下旬に審査が終わるということですので、ぜひ活用を進めていただきますようお願いいたします。

○河野食の消費・安全推進室長 総合対策交付金につきましては、現在、国のほうに要望調査を受けた上で、要望を上げているところでありますので、今後また、配分が決まってくるかと思えます。

○黒木委員 今回の補正で、5,500頭、鹿の増頭といいいますか、その分が増額されたということでありがたいことだと思うんですが、例えば50頭を捕獲する人は、8,000円とすれば40万入るわ

けですけれども、これは課税の対象になるんですか。

○河野食の消費・安全推進室長 課税の対象になる、所得になるということになります。

○黒木委員 農業補助金で、課税の対象になるものとならないものはありますか、全てなるんですか。

○日高宮農支援課長 農業関係の補助金の中で、例えばハード事業、物をつくるとか、こういったものについては、当然、その事業実施主体なりの所得要件というのがかかってまいります。

課税事業者であれば、当然課税されてまいりますし、課税基準を下回るものであれば、それは課税対象外ということになってこようかと思えます。

それともう一つ、例えば転作の助成金、こういうようなものがございましてけれども、個人ごとに交付されるもの、こういったものについては、転作の助成金あたりは、国のほうで、一定の要件を満たす場合には、例えば半分だけ課税するとか、そういうさまざまな個別個別の取り組みがあらうかと考えています。

○黒木委員 ちょっとよくわからないものですか、私にわかるような資料を提出してもらいとありがたいです。

○渡辺委員長 今回の件は、資料要求ということでもいいですか。

○黒木委員 できればお願いします。

○渡辺委員長 じゃ、また後日、委員全員にお配りをいただければと思いますので、お願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

○押川委員 経営体の育成の支援事業、TPP関係でありますけれども、ここに、担い手確保の経営強化支援事業の中でのスキームがあるわ

けであります、これはもう既にこういう事業に取り組みたいということで、申し入れがあつて部分なのか、これからまた、新たにこの事業に取り組みができるのか、そこあたりをちょっと聞きたいと思えます。

○大久津地域農業推進課長 この事業につきましては、TPP関連対策の今回国の補正対応で、緊急的に補正をお願いするものでございまして、要望調査等につきましては、もう既に終わっております。

第1弾が、国の予算が53億ございまして、その9割相当分についての第1弾の要望が終わつて、今、第2弾がもうすぐ締め切りという状況でございます。

○押川委員 わかりました。

これ、全て対象となる機械等ということで、ここに5つほどありますけれども、それぞれに、これに手を挙げた人たちが2分の1以内で9割ほどがもう決まっているということでいいんですか。

○大久津地域農業推進課長 県からは今回5億1,000万ほどお願いしておりますが、全国では53億に対して240億ほど、今、要望がございまして、もうこれは、個々の形態のポイント制になっておりまして、いかにポイントが、配点が高くなるかということで、今後、今、国のほうで検討されております。

現在、要望は全部上げましたけれども、このうちどれだけ採択になるかというのは、年度末でないところとちょっとわからないところでございます。

○押川委員 わかりました。

じゃ、一応希望として上げているけれども、また、それがかなうかなわなかわからない状況ということですね。できたら、頑張ってい

ただいて、できるだけ本県に予算が来るようお願いをしておきたいと思えます。

それから、279ページ、施設園芸用燃料の木質バイオマス転換加速化事業の中で、木質暖房ペレット暖房機だと思んですが、これ何基分ということでしょうか。

○甲斐農産園芸課長 279ページの施設園芸エネルギー対策事業費の1の木質バイオマス転換加速化事業のことだと思いますが、これにつきましては、ペレットを使いました木質バイオマス暖房機の導入を推進するものでございます。

実績は、ことしにつきましては、33台予定していたんですが、現在の状況ということで2台の導入になりまして、宮崎市のピーマンと都農町のトマトで2台導入されているところでございます。

○押川委員 その33台のうちの2台ということで、これが大幅に導入ができなかった理由は、どういう捉え方をされていらっしゃるのでしょうか。

○甲斐農産園芸課長 やはり、現在ペレット価格が46円ぐらいというところで、燃油価格が60円ぐらいということで、まだメリットがなかなか生産者の方には感じられないということで、今回導入を見送られた方が多かったんだと思います。

○押川委員 これも以前からいろいろ議論をしているんですけれども、やはり大体暖房機ということで木質暖房機ペレットを導入しようということで、もともと計画がなされてて、今に至っているわけですね。当時が、恐らく三十二～三円だったと思うんですが、私たちが聞いている範囲では、もう倍ぐらいペレットの価格がしてるんじゃないかという話もちまたでは聞いております。

一般質問でもありましたとおりで、この暖房

機を導入された方々は、重油が安いもんですから、むしろコストがかかってしまう。そしてペレットが値上がりしてきているということで、大変困っていらっしゃるという状況をお聞きをしているところであります。

前からも利用してますけれども、耕作放棄地、あるいはその中山間地の割と便利のいいところに、やはりこういう木質バイオマス発電とこの住み分けをしていかないと、これ以上、このペレットが上がってくると、なかなかこの暖房機は普及していかないんじゃないかなという気がするんですよ。

そして、新たなこの次世代ハウスの中で、このペレットを実証しながらやっていらっしゃるわけですから、これがしっかり、やはり採算に合う、所得に合っていないと——コストが高くなれば、なかなか次世代ハウスあたりも、我々期待しているんですが、この燃料で本当にいいのかなということになってくるから、もう今のところ、重油が下がってきてるから、そういうことが言えるかもしれませんが、これが仮に、また重油が上がってくると、このペレット暖房機のほうが、またよくなると思っているんですよ。

だから、しっかり、このペレットがもうこれ以上上がらない形の中で、農政水産部と環境森林部としっかり議論をしていただいて、しっかりやっていかないと、恐らくこのことが、ずっと繰り返されると思うんですよ。やっぱり農家の皆さん方が一番困るわけですから、農家の皆さん方が喜んでもらえるようなことで、こういうコスト関係をやってもらわないといけないなと思っていますので、環境森林部のほうとも合議をしながらお願いをしておきたいと思えます。

○黒木委員 世界農業遺産の関連事業について

ですけれども、今回、大変大きな予算がついておりますが、これをどう生かすかというのが今後の大きな課題ではないかと思えます。

そこで、ちょっとおかしい質問かもしれませんが、最近よく聞かれることがあるんですが、なぜ高千穂と椎葉かと聞かれるんです。これは、諸塚じゃなくて五ヶ瀬の人たちから聞かれるんですけれども、私、困るもんだから、これは高千穂と椎葉がよく知られてるからそうなったんじゃないですかねと言うんですが、そのいきさつがわかれば、教えていただきたいと思うんですけれども。

○河野農村計画課長 世界農業遺産自体、制度としては2002年から始まっております。

ただ、日本におきましては、前々回ですから平成23年、そして25年、そして今回27年と、それぞれ認定されて、今8地域ということです。

宮崎県におきましても、我々がその制度そのものを知ったのが平成25年、全国の課長会議があった際に、そういう話題になりまして、その後、年末になりまして、世界農業遺産にかかわっております国連大学というのが東京にございます。そちらが農水省からの委託調査で、日本の伝統的な農法というのを聞いて、調査で入りまして、県北のほうを回られたという中で、そちらのほうからも世界農業遺産にチャレンジしてはというような話がありました。

結果、どういった地域に絞り込むかという話の中で、フォレストピア構想というのがございましたので、それに関連する西臼杵の3町、そして、あと椎葉、諸塚ということで、今回地域設定をして、今回認定を受けたというところがございます。

○黒木委員 ほとんどわかりません。

○郡司農政水産部長 この高千穂郷という名前

と椎葉山地域という名前にしたということについては、課長が申しあげましたように、フォレストピア圏域ということで、まずはチャレンジしようという中で、昔、あの地域を高千穂郷と呼んでいた時期があるということと、椎葉山地域、諸塚もあるんですけれども、そういう呼び方を以前していたというふうな史実がございました。

最初はいろいろな名前を考えて、もっと長ったらしい名前であったりもしたんですけれども、世界に向けてアピールするにはシンプルな名前がいいというアドバイスを受けつつ、少し歴史を踏まえた名前のほうがインパクトがあるというアドバイス等々の中で、他の地域の方々は、何でという気持ちはおありになると思いますが、歴史的にそのような呼び方をされていたという史実に基づいて、この名前にいたしたという経緯がございます。

○黒木委員 よくわかりました。特にあれはないんですけれども、実は、私の地元のある小学校の6年生が、知事のプレゼンで、椎葉山・高千穂郷だけれども、自分のところ、ふるさとのことを知事がプレゼンでスピーチをやっていた。だから、自分たちの村のことでもあるのかということで、非常に誇りに思ったと。

ただ、課題もあると。その課題を解決しなければならぬと、こういうものを認定されたから、その課題を解決するのにやる気が湧いたというようなことを文章に書いてあって、すごいなど、これは大人よりもすごい問題意識があるなと思ったもんですから。今回予算がついておりますので、そういう意味で、これからの問題を解決して、さらによくするために一緒になって取り組んでいきたいと思えます。

きのうも何か行事があったんですね。

○河野農村計画課長 昨日、グリーンツーリズムの協議会のほうで、起点のほうで、国東半島の林会長に来ていただいて、講演等をいただいて、その後、いろいろ意見交換等も行われたところでございます。

○黒木委員 わかりました。また、頑張りたいと思います。

○渡辺委員長 世界農業遺産の関連で私も一つ。

その他の認定地域との連携ないし大分、今も話ありましたが、高速道路がつながったので大分というのもわからなくはないんですが、大分との連携をまずは模索するという方向性の中には、認定されているサイトの中でも、例えば今度の宮崎のものは、ちょっと面的な広がりがある、かつ、いろんな要素を含んだという意味で、大分のサイトと意味合いが似ているから大分と連携しようというのがまず最初にきているのか、それとも、単に高速道路がつながったからというからなのか。

仮に後者であるのであれば、国内、今度の認定で8サイトになったわけで、その価値は、余り観光面だけの価値を打ち出すものではないと思っておりますけれども、もう少し、あえて距離があって、いろんなところとの融合というか連携を模索するほうが効果的だったりするのかなという気もしたんです。その他地域との連携性の問題も含めて、今の時点で、大分のことに加えて考えがあれば、お伺いしたいと思うんですが。

○河野農村計画課長 今回、国のほうの補正予算の関係につきまして、年末になってお話が出てきたというところで、宮崎の場合が12月に認定を受けたというところがございます。それ以前に、交付金の関係についてはいろいろと各県、検討も進められていたというところなんです。

そういった中で、大分県のほうから、宮崎そ

して阿蘇も世界農業遺産に認定されておりました、この3県で連携していきたいというような御提案がございました。3県での連携でいろいろと検討してきたんですが、ちょっと時期的に交付金も詰めに入ってたということで、熊本県が、今回はちょっと連携に乗れないということで、ただ、やはりそれでも連携していきたいということで、宮崎と大分だけで今回は連携をさせていただいております。

ただ、交付金の部分ではそうでございますが、やはり近場、3地域、せっかく認定になりましたので、この中では連携を組んでやっていきたいと考えております。

また、国内の8地域につきましても、広域連携会議というのがございまして、そういった場でいろいろと共同での物産フェアとか、そういったこともやっておりますので、そういった面でも国内の他地域との連携も図っていきたいと考えております。

○渡辺委員長 もう1問だけ、済みません。

ちょっと補正の審議だけというのと別になるかもしれませんが、同時に認定された和歌山、岐阜等々の地域との新たに入ったところとの連携のあり方というのは、現時点では何だか考えていることがありますか。

○河野農村計画課長 新たな3地域という形では、正直、今考えてございませんが、先ほど申し上げた、国内8地域ございますので8地域での連携、そして、先ほど申し上げた九州、せっかく3地域近いですので、そこでの3地域での連携、ここら辺を重点に置きながらやっていきたいと考えております。

○渡辺委員長 ありがとうございます。

ほかに御質問ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 なければ、そろそろ次に移ってもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、次に報告事項に関する説明を求めます。

○久保田家畜防疫対策課長 家畜防疫対策課でございます。

損害賠償を定めたことについて御説明いたします。

常任委員会資料の20ページをごらんください。

これは、平成27年10月30日に、高千穂保健所の駐車場におきまして、延岡家畜保健衛生所の職員が公用車をバックさせていたところ、駐車所内に駐車していました相手側車両の前の部分に公用車の後部を接触させたものでございます。

事故原因は、職員の後方安全確認不足によるものであります。

損害賠償額11万3,653円につきましては、既に任意保険により全額支払われております。

交通事故や違反の防止につきましては、日ごろから職員に対し注意を喚起しているところでございますが、再発防止に向けて指導を改めて徹底しているところでございます。

以上であります。

○渡辺委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項への質疑はございますでしょうか。

○押川委員 駐車場で相手側の前側とぶつかって、11万3,000円ぐらいの修理代が、えらい高いですけども、そんなに駐車場で激しい事故あたりがあるんですか。

○久保田家畜防疫対策課長 相手側車両につきましては誰も乗ってない状態で、公用車につきましては、頭から駐車いたしまして、後ろのほうにバックして、相手側のバンパーの角の部分にちょうど接触したということで、修理代と、

その間の代車の費用という形で費用になっております。

○押川委員 県有車両の事故というのは結構多いわけありますから、これはもうしっかり。皆さん方のほうからも常に注意はされてはおると思っておりますけれども、バックぐらいでそんなになるかなという気もいたしますが。今後、しっかり指導をやっていただきますようお願いをしておきたいと思えます。

○渡辺委員長 ほか、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 よろしいでしょうか。

それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○甲斐農産園芸課長 27年産の米の食味ランキングについて御説明させていただきたいと思えます。資料は、追加資料になってございます。

それでは、まず平成27年産の米の食味ランキングでございますけれども、1の米の食味ランキングについてであります。一般社団法人日本穀物検定協会では、良食味米づくりの推進と米の消費拡大に役立てるため、昭和46年産米より食味ランキングを発表しております。

この取り組みは、全国的に認知度が高く、最高ランク、特Aの取得は、良食味米産地としてのイメージが高まることから、販売戦略等に積極的に活用する産地も多く見られるところです。

2の評価方法でございますが、複数産地のコシヒカリのブレンド米を基準米といたしまして、協会の専門評価員が炊飯した白米を試食する食味官能試験により、外観・香り・味・粘り・硬さ・総合評価の6項目について評価し、基準米と比較して、特に良好なものを特Aとするなど、5段階でのランクづけを行っております。

次に、3の27年産米の食味ランキングの結果

の概要でございますが、27年産は、全国から139産地品種の出品がありまして、そのうち特Aを取得したのは46産地品種でございました。

本県からは、資料中段の宮崎県産米の出品概要及び結果の一覧表と、右下にあります本県の地域区分の図にありますとおり、沿岸、霧島、西北山間の3地域から5産地品種について出品し、うち霧島のヒノヒカリが特Aを取得したところでございます。本県における特Aの取得は、今回が初めてということになります。

なお、九州では、佐賀、熊本、鹿児島、宮崎の4県が特Aを取得しております。

次に、4の特A取得に向けた本県の取り組みについてであります。本県では、関係機関・団体等による宮崎米「特A」取得対策会議を設置しまして、食味改善展示ほの設置や土壌分析を初め、徹底した各種栽培管理指導を行うとともに、地域と県段階でのサンプルの絞り込みや協会の予備審査を実施するなど、3つの段階を経てサンプルを提出する体制を構築したところです。

えびの市のように、各産地での熱心なうまい米づくりと、これらの取り組みによりまして、厳選したサンプル提出が可能となり、今回の「特A」取得に大きく貢献できたのではないかと考えております。

最後に、5の今後の対応についてであります。県といたしましては、宮崎米「特A」取得対策会議を中心に、今後の宮崎米のブランド化や販売戦略について検討を進めますとともに、来年度以降も継続的に特Aが取得できますよう、関係機関・団体と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○河野農村計画課長 常任委員会資料の21ペー

ジをお開きください。

改正品確法に基づく運用指針への取り組みについてであります。

このことについては、先ほど環境森林部から説明しておりますが、農政水産部からも簡潔に御説明させていただきます。

1の改正の概要であります。建設業を取り巻く環境が悪化している背景を受け、品確法が平成26年6月に改正・施行されるとともに、発注者が守るべき共通ルールを定めた運用指針が平成27年4月に施行されております。

2の運用指針における県の主な取り組みといたしましては、5つの項目に取り組んでおります。

(1)の予定価格の適正な設定につきましては、国の諸経費や労務費の改定に適切に対応しております。

(2)の歩切りの根絶につきましては、県では従来から対応をしておりました。

(3)の低入札価格調査基準または最低制限価格の設定・活用の徹底等につきましては、構造物点検等の業務委託において、最低制限価格を設定することとしました。

(4)の適切な設計変更、受注者との情報共有、協議の迅速化につきましては、設計変更・工事一時中止ガイドラインを策定することとしております。

最後に、(5)の発注や施工時期の平準化、発注者間の連携体制の構築につきましては、連絡協議会の支部会を設立するなどしております。

3の今後の取り組みについてであります。

連絡協議会などを通じて、情報共有や連携強化に努め、発注や施工時期の平準化など、市町村も含め、改正品確法に係る取り組みを進めていきたいと考えております。

説明は以上であります。

○**渡辺委員長** ありがとうございます。

その他報告事項に関する説明が終了しました。

質疑はございませんでしょうか。

○**徳重委員** 食味ランキングについてお尋ねしますが、ことし出した分は、この5地区、日南市、国富町、えびの市、三股町、美郷町の5地区しか出してないということですか。

○**甲斐農産園芸課長** この食味ランキングには、出品できる数として、宮崎県は5産地品種というのが決まっております、それぞれの1品ずつ出しております。

○**徳重委員** 5地区を出すという、この選考です。例えば、三股と都城は同じ地続きで同じ味がするんですよ。うちのほうがおいしいかもしれないと思うんですが、その選定の仕方はどうされてるんですか。

○**甲斐農産園芸課長** これは、先ほどちょっと御説明しましたが、3段階によりまして選抜を行っております。

地域におきまして、まず、地域段階でよりすぐったものを50サンプル集めました。それを、今度は本部段階、そして、この穀物検定協会の予備審査に回しまして、その中で一番点数の高かったものの地域と品種で一番最高のものをサンプルとして出したということでございます。

○**徳重委員** 野菜でもそうですが、米でもそうだと思うんですけれども、つくり方というか、肥料のやり方、その他いろいろあるんですが、相当味が違うと思うんです。

だから、こういった形でランキングに出すものを特別につくるということではだめなんですか。それとも、出す条件というのは、例えば何町分か面積を指定されているものか、その中から出していくのか。それとも、特別な圃場をつ

くって、それで、品種は一緒でもそうするのか、そこ辺はどうなっていますか。

○**甲斐農産園芸課長** 今回、この宮崎米「特A」取得対策会議というのを設置したんですが、その中で、地域において、食味改善展示ほというのでも設置しております。地域によりましては、各農家さんが出されたものを食味計にかけて、その上のものを出したり、この展示ほから出したり、そういったものを選抜して、今回一番いいものを出したということでございます。

○**徳重委員** そしたら、展示ほ的にというか、宮崎ではヒノヒカリですが、ヒノヒカリをつくって、それを出すことも可能ということですね。そう理解していいですか。

○**甲斐農産園芸課長** 可能でございます。

○**徳重委員** そうですか。それじゃ、頑張りましょう。

○**渡辺委員長** いかがですか。特に、ほかに。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡辺委員長** わかりました。

それでは、その他、何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡辺委員長** よろしいでしょうか。

それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。執行部の皆様、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後3時34分休憩

午後3時36分再開

○**渡辺委員長** 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。委員会の日程の最終日に行うこととなっておりますので、

あした採決を行うこととし、再開時刻は午後1時としたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。本来であれば、採決後に御意見をいただくところですが、今回は日程的に余裕がありませんので、この場で協議させていただきたいと存じます。

委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんでしょうか。

暫時休憩します。

午後 3 時37分休憩

午後 3 時37分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任をいただくということで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほか、何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 特にありませんので、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

午後 3 時38分散会

平成28年 3月 4日(金曜日)

午後 0 時59分再開

出席委員(8人)

委 員 長	渡 辺 創
副 委 員 長	日 高 陽 一
委 員	押 川 修一郎
委 員	黒 木 正 一
委 員	右 松 隆 央
委 員	太 田 清 海
委 員	有 岡 浩 一
委 員	徳 重 忠 夫

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	長 谷 恵美子
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行いますが、採決の前に、各議案につきまして、賛否も含め御意見を願いをいたします。必要がございましたら、休憩いたしますが。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、議案の採決を行います。議案については、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第46号、第49号、第50号、第54号、第55号、第64号及び第76号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 異議なしと認めます。

よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

その他、何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、何もないようですので、以上で委員会を終了させていただきます。

午後 1 時 0 分閉会